

第二十四回
参議院文教委員会會議録第十五号

(三三三)

昭和三十一年四月十二日(木曜日)午前
十一時二分開会

出席者は左の通り。

理事

委員

有馬 英二君
吉田 萬次君
湯山 勇君

川口爲之助君
鋼木 亨弘君
中川 幸平君
三木興吉郎君
秋山 長造君
矢嶋 三義君
加賀山之雄君
高橋 道男君
竹下 豊次君

國務大臣
文部大臣 清瀬 一郎君
自治庁財政部長 後藤 博君
文部政務次官 竹尾 式君
文部省初等中等教育局長 緒方 信一君
文部省管理局長 小林 行雄君
事務局側 常任委員 工業 英司君
会専門員 文部大臣官房 文部省初等中等教育局長 安嶋 弥君

説明員

文部大臣官房 文部省初等中等教育局長 安嶋 弥君
文部省初等中等教育局長 安嶋 弥君
文部省初等中等教育局長 安嶋 弥君

説明員

文部大臣官房 文部省初等中等教育局長 安嶋 弥君
文部省初等中等教育局長 安嶋 弥君
文部省初等中等教育局長 安嶋 弥君

本日の会議に付した案件
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○教科書法案(内閣送付、予備審査)
○教育、文化及び学術に関する調査の件

○小学校、中学校の統合整備に関する件
(文部省の機構改革に関する件)
(学校建築費等に対する補助金の配分に関する件)

○理事(有馬英二君) これより文教委員会を開きます。

本日は委員長不在のため、委員長の指名によりまして私が委員長の職務を行います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案、及び教科書法案を一括して議題といたします。

以上三件に關し、前回の委員会で文部大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。その補足説明を文部当局から求めます。

○政府委員(緒方信一君) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案の概要につきましては御説明申し上げておきます。

本法は、地方公共団体における教育行政が適切に行われることを期しておるものでありまして、その趣旨に基き教育委員会の設置及び組織、教育委員会及び地方公共団体の長の職務権

限、学校その他の教育機関の設置及びその職員的身分取扱い、文部大臣及び教育委員会相互間の関係等、地方教育行政の組織及び運営の基本となるべき事項を広く規定いたしております。ことに伴って、現行の教育委員会法は廃止されることとなっております。

この法律案は、本則六章六十一カ条、附則二十五カ条からなっておりますが、以下その内容につきまして章を追ってその要旨を説明いたします。

第一章においては、この法律の趣旨を規定いたしました。

この法律案が、地方公共団体における教育行政の組織と運営の基本的事項を定め、教育本来の目的達成をはかることを目的とする旨であることを明らかにしたものであります。

第二章においては、教育委員会の設置及び組織について必要な規定が定められております。

第一節では、教育委員会の設置、委員及び会議について規定しております。まず、教育委員会は、都道府県及び市町村はもろろん、教育事務の全部または一部を共同処理する市町村の一部事務組合にも置くものとし、委員会は五人の委員で組織することを原則としておりますが、町村またはその一部事務組合にあっては、事情により三人の委員で組織することができることといたしました。

委員の選任方法につきましては、従来と参りました委員の公選制度を改めまして、地方公共団体の長が議会の同意を得て、地方公共団体の長の被選挙権を有する者のうちから、任命することとしたいたしました。次に、地方公共団体における教育行政の運営が中正と安定を保ち、かつ円滑に行われることを目標として教育委員会を設置するものでありますから、任期四年の委員を毎年一部づつ改任する方途を講ずるほか、委員がその任にある間におきましては、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長、その他の職員と兼ねることを禁止し、また委員の構成が一党一派に偏することのないよう常に、五人の委員で組織する委員会にあっては三人、三人の委員で組織する委員会の過半数が同一政党に所属する者で構成されることのないよう配慮いたしました。その他委員が政党その他の政治的団体の役員となり、または積極的政治運動を行うことを禁止するほか、委員の服務、欠格事項、解職請求等について必要な規定を設けました。

第二節では、教育長及び事務局の組織について所要の規定を設けております。

教育長の任命にあたり、都道府県の教育長は文部大臣の、市町村の教育長は都道府県教育委員会の承認を得るものといたしましたのは、地方公共団体の行う教育行政に固まれば都道府県としてみずから必要な水準の維持と調整をはかり、国、都道府県及び市町村一体としての教育行政制度を樹立するため、教育委員会における教育長の地位

の同意を得て、地方公共団体の長の被選挙権を有する者のうちから、任命することとしたいたしました。次に、地方公共団体における教育行政の運営が中正と安定を保ち、かつ円滑に行われることを目標として教育委員会を設置するものでありますから、任期四年の委員を毎年一部づつ改任する方途を講ずるほか、委員がその任にある間におきましては、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長、その他の職員と兼ねることを禁止し、また委員の構成が一党一派に偏することのないよう常に、五人の委員で組織する委員会にあっては三人、三人の委員で組織する委員会の過半数が同一政党に所属する者で構成されることのないよう配慮いたしました。その他委員が政党その他の政治的団体の役員となり、または積極的政治運動を行うことを禁止するほか、委員の服務、欠格事項、解職請求等について必要な規定を設けました。

第二節では、教育長及び事務局の組織について所要の規定を設けております。

教育長の任命にあたり、都道府県の教育長は文部大臣の、市町村の教育長は都道府県教育委員会の承認を得るものといたしましたのは、地方公共団体の行う教育行政に固まれば都道府県としてみずから必要な水準の維持と調整をはかり、国、都道府県及び市町村一体としての教育行政制度を樹立するため、教育委員会における教育長の地位

の同意を得て、地方公共団体の長の被選挙権を有する者のうちから、任命することとしたいたしました。次に、地方公共団体における教育行政の運営が中正と安定を保ち、かつ円滑に行われることを目標として教育委員会を設置するものでありますから、任期四年の委員を毎年一部づつ改任する方途を講ずるほか、委員がその任にある間におきましては、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長、その他の職員と兼ねることを禁止し、また委員の構成が一党一派に偏することのないよう常に、五人の委員で組織する委員会にあっては三人、三人の委員で組織する委員会の過半数が同一政党に所属する者で構成されることのないよう配慮いたしました。その他委員が政党その他の政治的団体の役員となり、または積極的政治運動を行うことを禁止するほか、委員の服務、欠格事項、解職請求等について必要な規定を設けました。

第二節では、教育長及び事務局の組織について所要の規定を設けております。

にかんがみ、その人選に適切を期せんとする趣旨に出でたものであります。なお、市町村の教育長について委員のうちから選任することとしたしておりますのは、機構の簡素化をはかったものであります。

その他教育委員会の権限に属する事務を処理させるための事務局の設置、事務局の内部組織、指導主事その他の事務局職員の設置、その職務、定数に關する規定、その他職員的身分取扱いについて所要の規定を設けました。

第三章においては、教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限について必要な規定を定めました。

地方公共団体の長と教育委員会との調和を進めるため、従来、教育委員会の権限とされてきた教育財産の取得及び処分、支出命令権、教育事務のための契約の締結権は、これを地方公共団体の長の権限とし、予算案、条例案については、両者の権限を明示し、地方公共団体における円滑な教育行政の運営を期待しようとするものであります。しかしながら、教育委員会の所掌事務にかかる歳入歳出予算その他特に教育に関する事務については、教育委員会その他の意思の反映をはかるため、その議案を作成する場合に地方公共団体の長は、教育委員会の意見を聞かなければならないこととしたいたしました。

その他教育財産の取得は、教育委員会の申し出を待って、地方公共団体の

長が行い、長の総括のもとに教育委員会が管理するものとした。

なお、実情に即応して教育行政が運営され、教育委員会の事務は、教育長、学校その他の教育機関の職員に委任することとし、また、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会に事務の委任を行い得る方途を講じ、委任事務について市町村教育委員会を指揮監督できるものとする。

第四章においては、地方公共団体に設置される学校その他の教育機関について基本的な必要規定を設けた。

地方公共団体が設置する学校その他の教育機関のうち、大学は地方公共団体の長が、その他のものは地方公共団体の長が所管することを明らかにし、これらの教育機関の職員について、その設置、任命及び人事管理について必要な規定を設けるとともに、校長その他の教育機関の長に所属職員の進退について任命権者に意見を具申することができる旨の規定を設けて、これらの長の地位を明定いたしました。

さらに教育委員会は、その所管する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱、その他の教育機関の管理運営の基本的事項について必要な教育委員会規則を定めるものとする旨の規定を設け、この規則には学校における教科書以外の教材の使用について、教育委員会に届け出させ、または承認を受けさせることとする定めを設けるものとする旨の規定を設けました。

次に、都道府県がその給料等を負担する市町村立学校の教職員の身分取扱について、現行制度とは異なった人事制度をとることとした。

昭和二十七年の市町村教育委員会の全面設置以来市町村の教育委員会が、その管理する学校の教職員の人事管理を行なってきたのでありますが、人事交流、任命権の行使と給与負担の調整等その運用の上において支障を生じている面もございまして、今回都道府県が給与を負擔する教職員の任命権は、都道府県教育委員会が市町村教育委員会の内申を待って行なうものとし、必要に応じて都道府県教育委員会は、その事務の一部を市町村教育委員会に委任し、また市町村教育長等に補助執行させることができることとする規定を設けました。

従いまして、これら教職員は、身分は市町村の公務員であります。都道府県教育委員会が任命権を行使いたします関係上、その任免、給与、分限及び懲戒に關する条例は、都道府県の条例で定めるものとし、市町村間を異動する場合においても、地方公務員法の分限規定にかかわらず特別の形式で取扱ひができることとした。しかし、一方教職員は市町村が設置し管理する学校に勤務し、市町村の処理する教育事務に従事する職員でありますから、これら教職員の職務の執行が適正に行われているかいかという職務の監督は、学校の管理者である市町村の教育委員会が行うこととした。

すなわち、任命権者としての都道府県教育委員会は、これら教職員の任免その他の進退を適切に行うことができるよう、市町村の教育委員会の行いする教職員の職務の監督について一般的な指示が行いうるよう規定を設けました。

その他これら都道府県がその給料等を負担する教職員の定数は都道府県の条例で定め、各市町村ごとの定数は、都道府県教育委員会が市町村の教育委員会の意見を聞いて定めるものとし、その他職務階級、研修、勤務成績の評定について規定するほか、地方公務員法の適用その他について必要な規定を設けることとした。

第五章においては、文部大臣及び教育委員会並びに地方公共団体の長との關係について規定いたしました。

従来、文部大臣の都道府県または市町村に対する關係及び都道府県教育委員会の市町村の教育委員会に対する關係については、それぞれ地方自治法及び教育委員会法に技術的な指導助言または勧告をなす得る旨の規定があり、文部省設置法にも若干の規定が設けられておりましたが、地方公共団体の地位を明らかにし、国、都道府県及び市町村の教育行政は相連繫して運営せられるべき体制を樹立するために、ここに一章を設けて文部大臣及び教育委員会相互間の關係等について規定を設けました。

まず、文部大臣は都道府県または市町村に対し、都道府県教育委員会は市町村に対し、必要な指導、助言または援助を行うものとし、その内容を例示いたしました。次に、文部大臣は、教育委員会または地方公共団体の長の教育に關する事務の管理及び執行が法令の規定に違反する等教育本来の目的達成を阻害しているものと認めるときは、教育委員会または地方公共団体の長に關し必要な是正の措置の要求を行ふことができることとし、それ

が市町村長または市町村教育委員会の所掌にかかるものであります場合には、都道府県教育委員会をして行わせることとした。

その他文部大臣は、これらの指導、助言、援助及び措置要求を行うため必要があるときは、教育委員会または地方公共団体の長の執行する事務について調査を行ふことができることとした。

さらに、都道府県教育委員会は、市町村の教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の組織編制、教育課程、教材の取扱ひその他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、教育委員会規則で教育の水準の維持向上のため必要な基準を設けることができることとし、また、都道府県内の公立の高等学校について、通学区域を定めることとしており、第六章においては、学校給食用物資の取得のあっせん、教育委員会と保健所との協力について所要の規定を設けましたほか、いわゆる五大市に対する特例等を規定いたしました。すなわち、指定都市に對しは、都道府県教育委員会が行使することとなり、また教職員の任免、給与の決定、休職及び懲戒に關する事務は指定都市の教育委員会に法定委任することとし、これら教職員の研修は、指定都市の教育委員会が行う旨を定めました。

なお、指定都市の教育委員会の教育長につきましては、委員のうちから任命することとせず、都道府県教育長と同様、委員の中から文部大臣の承認を得て教育委員会がこれを任命することとした。

さらに、特別区に關する特例及び教育事務を処理する組合を設ける場合における必要な規定を整備いたしました。

最後に附則をいたしまして、この法律は、昭和三十一年十月一日から施行するものとし、教育委員会の設置及び委員の任命その他教育委員会の組織に關する關係規定は公布の日から施行することとした。

現在教育委員会の委員である者は、昭和三十一年九月三十日までの間、同日以前にその任期が満了します委員につきましては、その任期満了の日まで、なお、委員として在任するものとした。

委員のうち、議決により選出された委員につきましては、昭和三十一年九月三十日までの間、同日以前に公選による委員の任期が満了する場合に於ては、その任期満了の日まで、なお、委員として在任するものとした。

この法律が公布になりますとき、すでに教育委員会の委員の選挙の告示が行われているものについては、選挙を行ふこととし、この法律公布後昭和三十一年九月三十日までの間に委員に欠員を生じたときは、公選の委員が一人もいなくなったときを除いて、この法律の規定に従って同日までを任期とする委員を任命することとした。

次に、現に教育委員会の教育長として在任する者は、昭和三十一年九月三十日までの間、同日以前に任期が満了した場合または公選による委員が任期が満了するかすべてが欠けたときはその日まで、なお、教育長として在任するものとした。

以上、この法律案の概要について説明申し上げました。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案について、御説明いたします。

この法律で整理をいたしております法律は、二十に及んでおります。いずれも、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案、以下新法と略称します。の内容と関連する事項を調整し、もしくは、同法の施行に伴い新たに付加すべき事項を規定し、または不用規定を整理いたしましたものであります。

まず、第一条においては、地方自治法の整備をいたしました。同法第二十条は、教育委員会の委員の選挙に関する規定であります。公選制の廃止に伴い、同条を削除いたしました。

次に、教育委員会の委員長に代表権が付与されたことに関連し、議会における説明のための出席義務を委員長といたしますとともに「教科内容」という用語の変更に伴い、関係規定の用語の整備をいたしました。

従来、助役は、当分の間教育長を兼ねることができるとされておりました。新法により市町村の教育長は委員の中から選任されることとなりますので、この規定は削除すべきところであります。昭和三十二年三月三十一日までの間に限り、本則にかかわらず、助役は、教育長を兼ねることとしたしました。

本法第二条においては、恩給法に必要な調整を加えました。これは新たに発足いたします教育委員会の教育長、または事務局の職員についても、従前

の教育長または事務局の職員と同様の恩給法上の取扱いをいたすこととしたのであります。

第三条では、市町村立学校職員給与負担法に必要な調整を加えました。現在の同法第三条には、その給料等を都道府県が負担する市町村立学校の教職員、以下県費負担教職員と申します。の市町村ごとの定数は、都道府県の条例で定める定数の範囲内で市町村の教育委員会が定めることを規定しておりますが、今回、右の定数は、都道府県の教育委員会が、市町村の教育委員会の意見を聞いて定めることに改めましたので、これに伴い、同条を削除いたしました。

次に本法第四条においては、教育公務員特例法に所要の調整を加えました。市町村立学校の教職員の主要部分を占める県費負担教職員については、その任命権を都道府県教育委員会が行使することになりましたことに伴い、採用志願者名簿の制度は、その意義を失いましたので、その制度を廃止し、規定の整備をいたすとともに、教育長の選任方法の改正、指導主事の資格の変更に伴い、教育長及び指導主事の任用資格を同法から削除いたしました。また、校長の任用資格に関する規定は、別途整備することとして整理をいたしました。その他、教育長の給与、研修等に関する規定の整備または整理をいたしましたのであります。

第五条では、文部省設置法に所要の調整を加えました。

新法に規定してあります文部大臣の権限、すなわち、文部大臣の教育委員会または地方公共団体の長に対する必要な措置要求と都道府県及び五大市の

教育長の任命にかかる承認の権限を文部省設置法に明定いたしました。

第六条は、社会教育法の一部改正であります。従前の教育委員会制度が採用していた条例案その他の議案に関するいわゆる二本建制度等の廃止に伴い、社会教育委員の定数等に関する条例案、公民館設置条例案等に関する不用規定を整理いたしました。なお、現行第三十九条の公民館に対する指導、助言は、公立公民館については新法の規定により措置することとし、私立公民館については規定した次第であります。

第七条は、公職選挙法の一部改正であります。改正部分は同法中数十条にわたっておりますが、これらは、全部教育委員会の委員の公選制を廃止したことに伴い不用となった部分の整理でございます。

次に第八条から第十二条までは、図書館法、文化財保護法、産業教育振興法、博物館法及び青年学級振興法につき、指導、助言関係の規定を整備し、または準用規定の消滅に伴う不用規定を整理して、大体第六条と同趣旨の調整をいたしました。

第十三条及び第十四条は公立学校施設費国庫負担法及び危険校舎改築促進臨時措置法の一部改正でございます。これら法律の規定に基づく国の負担金または補助金の返還をさせる等の場合の釈明者は、現行制度においては、教育委員会となっておりますが、新制度におきましては、地方公共団体の長が教育財産の取得を行うとともに、収入または支出の命令権者となることに伴いまして、釈明者を地方公共団体の長に改めました。

第十五条では、従来町村合併促進法に規定されていた教育委員会の委員の定数及び任期に関する特例を削除しました。この規定は教育委員会の委員の公選制を前提としたものであると考えられますので、かかる特例を認める理由に欠けることとなったからであります。

第十六条では、地方公共団体の組合に教育委員会が全面設置されることに伴い、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律中、不用字句を整理いたしました。

第十七条においては、教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律附則中、教育長、指導主事及び校長の任用資格の特例に関する規定を、本法第四条の教育公務員特例法の一部改正で申し上げました趣旨から削除いたしました。

第十八条においては、女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律中、県費負担教職員の任命権者の変更に伴う不用規定を整理いたしました。

第十九条は、公立小学校不常授業解消促進臨時措置法の一部改正でありまして、その趣旨は、本法第十三条及び第十四条と同様であります。

関係規定に密接な関連のある部分、すなわち、委員の選任関係、新教育委員会の設置関係並びに教育長及び指導主事その他の事務局職員の人事に関する部分の改正規定のみは、新法の関係規定施行の日から施行することとしたしました。

附則第二項から第四項までは、県費負担教職員の定数条例、給与条例あるいは教育公務員の研修または兼職に関する許可についての経過措置を規定いたしましたものであります。

附則第五項では、旧法により恩給法の準用を受けていた旧教育委員会の教育長または事務局職員の恩給法上の取扱いについて所要の経過規定を設けました。

附則第六項は、地方自治法の一部を改正する法律案との調整をはかり、いわゆる五大市について所要の就替規定を設けたものであります。

附則第七項は、この法律公布の日にすでに選挙期日が告示されている教育委員会の委員の選挙については、なお従前通り選挙を行うこととしたものであります。

附則第八項では、改正前の町村合併促進法の規定によって町村合併後引き続き選挙による委員として在任している者は、本来の公選委員同様本年九月三十日を限度として、それまでに町村合併促進法の規定により定められた在任期間が満了する場合は、そのときまで在任することができることとしたしました。

附則第九項では、従来教育長を兼ねてきた助役についての経過措置であり、この法律公布の日教育長を兼ね務めている助役は、他の現に在任する

教育長同様本年九月三十日を限度としてその任期中引き続き在任することを認められたものであります。

以上、本法律案の概略を御説明いたしました。

次に、教科書法案についての文部大臣の趣旨説明を補足しまして、その内容の概要を御説明申し上げます。

まずこの法案の規定事項についてであります。従来は、教科書制度全般にわたる統一立法はなく、教科書の発行に関する臨時措置法のほかは、政令、省令等で各個別に規定していたのであります。この法案は制度の全般にわたり、必要な基本的事項を総合的に規定することとしたものであります。総則、検定、採択、発行及び供給、雑則、罰則の六章六十二条と附則から構成されております。以下、章ごとに順を追って、その要点を御説明申し上げます。

第一章総則におきましては、この法律の目的、用語の定義及び教科書の種目について規定しております。まず、この法律の目的とするところは、教科書の検定、採択、発行その他必要な事項を定めることにより、教科書の水準の保持と向上をはかることと、適正な採択と確実な発行を確保し、もって学校教育の目的の達成に資することにある旨をうたい、この法案の規定範囲とその目標を明らかにいたしております。

用語の定義のうち教科書及び発行者に関しては従前とはほぼ同様であります。新たに登録教科書供給業者についての定義を加えました。また、教科書の種目の具体的な内容については、細目にわたりますので、文部省令で規定することといたしました。

第二章は検定に関する規定であります。従来、検定に関する事項につきましては、政令や文部省令などで規定しておりましたが、このたびは本法の中につけて全般的に規定を整備いたしましたのであります。教科書の検定の手続、方法につきましても、発行者または著作権者の申請により、文部大臣が教科書検定審議会の議を経て検定を行うものと規定いたしましたこと、検定の尺度となるべき検定の基準は、文部大臣が教科書検定審議会に諮問して、教育基本法及び学校教育法にのっとり定めるものとしたこと、検定拒否の制度を設けましたことなどがその要点であります。

次に検定の効力に關して、新たに有効期間と失効の制度を設けました。検定の有効期間を定めしたのは、ひとたび検定に合格すれば無期限に使用できるというところは、不合理でありますので、検定の後、六年間に限り、使用できるようにいたしました。また教科書の種目や検定基準の変更等によつて、従前の教科書をそのまま有効と認めることは適当でない場合もありますので、有効期間中でも文部大臣は、その検定の効力を失わせることができることとしたしましたが、その処分については慎重を期して教科書検定審議会の議を経ることとしたのであります。

また、この法案では、検定に合格した図書に明白な誤りがあることを発見したときは、発行者においてその修正の措置を講じなければならない旨の規定を設けまして、教科書の内容を常に正確に保つことを期しております。

次に、教科書の検定事務は、その内容が専門的に多岐にわたるのみならず、その公正と厳密を期することを要します。従来、文部省に八十人以内の委員で構成する教科書検定審議会を置くこととしたものであります。従来もこの種の審議会が設置されておりましたが、これを拡充強化いたしましたのであります。なお、別途、文部省に常勤の調査職員四十五名を置き、調査の万全を期することとしたのであります。

第三章は採択に関する規定であります。まず、採択に關する権限を明らかに定めました。すなわち市町村立の小学校及び中学校につきましても、採択地区ごとに教科書選定協議会の選定に基づいて、都道府県教育委員会が行うこととし、その他の高等学校以下の公立の学校につきましても、校長の申出に基づいてそれぞれ所管の教育委員会が行うこととしたのであります。国立または私立の学校につきましても、校長が行うこととしたのであります。校長が大学またはその学部、部、科に設置される学校の場合は学長または学部長の承認を受けることとしたのであります。

次に、市町村立の小学校及び中学校につきましても、採択地区を設け、その地区内の学校では、同一学年について同一種類の教科書を使用するよう措置いたしました。採択地区は、郡もしくは市の区域またはこれらの区域をあわせた地域を基準として、都道府県教育委員会が、教育上考慮すべき自然、経済、文化的諸条件に照らして適当な数を設定することとしたのであります。最小限、郡、市の区域を下らないようになっております。また場

合によつては、全県一区とすることもできるようにいたしましたのであります。

この採択地区には、それぞれ毎年一定期間教科書選定協議会を置き、その協議会で選定を行うのであります。その選定は校長の申し出を基礎とするものといたしております。これは、教科書を使用する学校の意向を尊重するとともに、校長の職責を明らかにしようとする趣旨に基くものであります。

また校長、教員その他採択関係者に於ける教科書の比較検討や教科書の常時研究に資するため、都道府県が必要数の教科書研究施設を設置することとしたのであります。これは、従来開催してまいりました教科書展示会がその所期の目的を達していないとの批判にかんがみ、これにかわる常設施設としようとするものであります。発行者は、これらの研究施設に教科書を送付して、その展示を求めることとなるのであります。

採択に關する不正行為に關しては、従来と全くの批判があつたことにかんがみ、その禁止の規定を設けました。すなわち、発行者または登録教科書供給業者は、校長、教員その他の採択関係者やこれらの者の属する学校もしくは団体に對し利益を供与したり、採択関係者またはかつて採択関係者であつた者を組織的に利用したりする行為その他の行為で、採択の公正を誤らせないこととしたのであります。なお、この禁止規定の違反に對しては、登録の取消、その他の行政処分をもつて対処することとしております。

第四章は、発行及び供給に關して規定しております。まず、発行者及び従来の特約供給業者に登録の制度を設けるとともに、これら業者に対する監督規定を整備しました。従来、教科書の発行者及び特約供給業者につきましても、その資格に關し、制限規定がなく、また、これらに対する監督規定も不備でありましたが、児童生徒の教育上重要な役割を果たす教科書の発行及び供給を担当する者については、一定の資格の規制と監督の措置を定めることが必要であると考えたからであります。登録につきましても、破産者で復権を得ないこと、その他一定の形式的要件に該当する者については、これを拒否するものとし、事業能力及信用状態が教科書の発行または供給の事業の遂行に著しく不適当と認められる者または採択関係者がその教科書の発行または供給の事業に對し、事実上の支配力を有し、これにより教科書の採択の公正が害されるおそれがあると認められる者については、文部大臣は、教科書発行審議会の議を経て、その登録を行わないことができることとしたのであります。監督の措置としましては、報告を求め、検査を行うことのほか、違反行為に對する是正命令または登録の取り消し、発行保証金の没収、教科書公報への登録の拒否などの処分規定を設けました。

また、発行及び供給に關する実体的規定を整備いたしました。現行制度におきましては、発行者は教科書を各学校まで供給する責任を負うこととなつておりましたが、ほとんど全部の発行者が各都道府県の特約供給業者と契約を結び、これに教科書の供給を行わされているのが実情であります。この法案では教科書の供給義務は発行者と各都道府

県の登録教科書供給業者が分担して負うことの建前のもとに発行者は、各都道府県の登録教科書供給業者の需要に応じて、これに教科書を供給する義務を負うこととし、一方登録教科書供給業者は、管内の需要に応じて教科書を供給する責任を負うこととした。また、教科書の完全供給の確保を期して、教科書の発行は、児童、生徒の転校被災等による特別の需要に際するその発行する教科書について、相当数の予備本を備えておかなければならないこととし、また、その発行義務の履行を保障するため、一定額の発行保証金を供託すべきものとしております。

次に、定価に関する規定であります。が、この法案におきましても従来通り文部大臣の認可制といたしますとともに、新たに、特別の場合を除いて定価外の販売を禁止する規定を設けております。

さらに文部大臣の教科書の発行及び供給に関する権限の行使の適正を期するため、文部省に教科書発行審議会を置くことといたしました。

第五章は、雑則といたしまして、職業教育用教科書等に関する特例、指定都市の特例、教師用指導書に関する規定及びこの法律の実施のための政令への委任規定を設けております。指定都市につきましては、その規模よりいたしまして、採択に関しては特別の取扱が必要であると考えられますので、これらの市及びその教育委員会は、政令の定めるところによりまして、採択に関する都道府県またはその教育委員会の権限及び事務を行うことができることといたしました。

次に教師用指導書は、現在大部分の教科書について作成され、発行されており、一般の教職員に広く使用されているもので現在何等法令上の規制がなされていないのであります。この法案では、教師用指導書のその使用状況及び影響力にかんがみまして、教師用指導書を発行した者は、すみやかに文部大臣に提出するものとし、文部大臣はその指導書に教育上不適当と認める個所があるときは、その訂正を勧告することができるといたしました。

第六章は、罰則に関する規定であります。無登録者が教科書の業を営むことは登録教科書供給業者の業を営むこと、虚偽または不正の事実に基づいて登録を受けたこと、教科書を定価外の価格で販売すること、教科書選定協議会の委員がその職務上の秘密を漏らすこと、その他この法律に基く報告、調査、届出等に関して罰金または過料等の制裁規定を設けております。

最後に、附則におきましては、この法律の施行日、旧法令の廃止、この法律の施行に伴う経過措置及び関係法律の整備規定等を設けております。

経過措置のおもなるものとしたしましては、まず旧規定により検定を与えられた図書は、昭和三十三年三月末日までは、原則としてこの法律により検定に合格した教科書とみなすこととしたこととあります。これは、新しい検定の機構及び手続が従来よりも一段と整備され、また有効期間の制度等も設けられますので、なるべく早い時期に新制度による教科書に切りかえることが必要であるからであります。しかし、他面切りかえを急ぐことは、かえって検定調査の粗漏を招くおそれがあることなどの事情から、旧規定

定による教科書は昭和三十四年度まで学校において使用できることとしたしました。

次に、発行者及び従前の特約供給業者に關しましては、現にこれらの業を営んでいる者は、昭和三十一年度使用教科書及び昭和三十一年度使用教科書については、この法律による登録を受けなくても、その発行または供給の業を営むことができることとしたしました。これは昭和三十一年度使用教科書につきましては、すでに検定事務の大半が終了し、発行の事業の一部が進行中であるからであります。

以上教科書法案につきまして、各章ごとにその内容の要点を御説明申し上げた次第であります。

○理事(有馬英二君) 速記をとめて。

○理事(有馬英二君) 速記を始めて下さい。

○理事(有馬英二君) 速記を始めて下さい。

○理事(有馬英二君) 速記を始めて下さい。

○理事(有馬英二君) 速記を始めて下さい。

○理事(有馬英二君) 速記を始めて下さい。

○理事(有馬英二君) 速記を始めて下さい。

○理事(有馬英二君) 速記を始めて下さい。

○理事(有馬英二君) 速記を始めて下さい。

○理事(有馬英二君) 速記を始めて下さい。

○理事(有馬英二君) 速記を始めて下さい。

○理事(有馬英二君) 速記を始めて下さい。

○理事(有馬英二君) 速記を始めて下さい。

○理事(有馬英二君) 速記を始めて下さい。

○理事(有馬英二君) 速記を始めて下さい。

○理事(有馬英二君) 速記を始めて下さい。

○理事(有馬英二君) 速記を始めて下さい。

○理事(有馬英二君) 速記を始めて下さい。

思います。委員長にお伺いいたしますが、自治庁はどうか関係の方が御出席いただいているのでしょうか。承わります。

○理事(有馬英二君) 財政部長が出るように、目下連絡をしております。

○矢嶋三義君 それが出来て来ております。

○理事(有馬英二君) 催促しております。

○矢嶋三義君 至急に出席を要求しております。

○理事(有馬英二君) 至急に出席を要求しております。

○矢嶋三義君 至急に出席を要求しております。

○理事(有馬英二君) 至急に出席を要求しております。

○矢嶋三義君 至急に出席を要求しております。

○理事(有馬英二君) 至急に出席を要求しております。

○矢嶋三義君 至急に出席を要求しております。

○理事(有馬英二君) 至急に出席を要求しております。

○矢嶋三義君 至急に出席を要求しております。

○理事(有馬英二君) 至急に出席を要求しております。

○矢嶋三義君 至急に出席を要求しております。

○理事(有馬英二君) 至急に出席を要求しております。

○矢嶋三義君 至急に出席を要求しております。

○理事(有馬英二君) 至急に出席を要求しております。

○矢嶋三義君 至急に出席を要求しております。

○理事(有馬英二君) 至急に出席を要求しております。

○矢嶋三義君 至急に出席を要求しております。

○理事(有馬英二君) 至急に出席を要求しております。

○矢嶋三義君 至急に出席を要求しております。

○理事(有馬英二君) 至急に出席を要求しております。

○矢嶋三義君 至急に出席を要求しております。

○理事(有馬英二君) 至急に出席を要求しております。

○矢嶋三義君 至急に出席を要求しております。

○理事(有馬英二君) 至急に出席を要求しております。

○矢嶋三義君 至急に出席を要求しております。

○理事(有馬英二君) 至急に出席を要求しております。

係にあるだけに、しゃくし定木のような形では、私は統合問題というものはなかなか円滑にいかないと思います。従ってどういふものさし、基準ですね、それを私は方針なる言葉でお伺いしたわけでございまして、その基本方針を承わりたいと思っております。これは私は文部大臣として御見解を持っておられなければおかしきと思っております。三億円の予算をわれわれに審議を求めた以上は、これは管理局長の答弁する範囲じゃないと思っております。まず文部大臣に伺いたい。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今申しましたように、学校の統合をはかる。従ってそれによる今後の経常の経費を少くしようということでございます。

○矢嶋三義君 局長の意見を伺います。

○政府委員(小林行雄君) 御承知のように、町村合併を現在非常に大きな国の政策の一つとして実施をいたしておりますが、この町村合併を実施いたしますに当たりまして、この合併される町村内の地域における小、中学校を統合するというのが新町村建設計画に載っているものが非常に多いわけでございます。ただ、従来の公立文教施設の補助金の関係から申しますと、これはすでに過去においてこの中学校あるいは小学校について補助金をもらっておるような場合には、そういったものは補助の対象にならん、統合する場合にも補助の対象にならんという従来の方針であったのであります。それで、これはこの国の施策に即する公立の小、中学校の統合ができないということから、これについての新しい補助金を交付するよう要望が非常に強かったわ

けでございます。ただいま大臣からお答え申し上げましたように、従つて公立の小、中学校の統合特別助成金の目的としておりますところは、町村合併に伴ひまして小、中学校を統合する。そのものさしをいたしましては、できるだけ教育の能率を向上させ、そして義務教育の水準を上げるということの反面、学校の統合によつて経費も一部節減される面が出てくる、こういった点を主眼にしておるわけでございます。

○矢嶋三義君 文部大臣に伺います
が、先ほど来能率向上、経費節約、いわば学校経営の合理化ということが言われておるわけでありますが、この予算の節約とそれから小規模なるがゆえに統合することによって、学校経営の合理化をはからうという、これはごもつともなことなのですが、それを非常に強く取り上げますと、無理な面が私は出てくる場合が相当にあると思ひます。高等学校以上の、義務制でない学校、あるいは大学と違つて、小、中学校が義務制であれば、憲法なりあるいは教育基本法、学校教育法等諸法律にうたわれておりますように、すべての国民に義務教育を受けるところの機会を手をなげなければならないわけですから、小、中学校の統合に當つては実情に即して、行き過ぎのないようにするということとは基本的態度としてとられなければならぬと、かように考えているわけですが、これについて文部大臣はどういうようにお考えになつておられるか。

また、この統廃合の問題のために、新学期を迎えて入學式もあげられず、現在生徒は学校同盟休校というよ

るな言葉は違当かどうか、ともかくも授業を受けられない状態に置かれて
いるような学校が、全国にどのくらい
あるか、事務當局から、承知しておる
かどうか、その二点をお答え願いたい
と思います。

○国務大臣(清瀬一郎君) 前段の御意
見のことは、文部省においても全く同
様に考えておりますが、この際無理を
してはいけないと思っております。あ
との教、その他のことはわかつている
かということは、局長より……。

○政府委員(小林行雄君) ただいま大臣からお答え申し上げました通り、大體町村合併そのものも、上から強制してやらせるべきものではないと私は考えておりますが、ましてこれに伴う学校の統合につきましても、ただいま御指摘のございましたように、児童、生徒はまだ幼い年令の者でございますので、当然そういう点を考えて、行き過ぎのないようにするべきであると思っております。従つてこの補助金の配分を行う際にも、その統合が非常に無理な面があるというよりなものとつては考えなければならぬと思つております。ただ、最後にお尋ねのございました、この統合に関連して学校の授業が行われない、あるいは入学式が行えないというようなものにつきましては、まだ文部省としては調べておりません。

○秋山長造君 この問題は何ですか。文部省で個々の具体的な事例について、一々今局長がおっしゃるような見地から、その当、不当を審査されて補助金を出されるのですか。その点どうでしょうか。

○政府委員(小林行雄君) その統合につきましては、これは各都道府県で、都道府県の教育委員会での教育委員会所管の市町村について、計画のあるものを申請してもらつても、そしてその申請につきましても、最もよく知っておるべき都道府県の教育委員会の意見を十分尊重して、これを付してもらいますから、それを十分尊重して予算を配分するようにしたいと思つております。文部省が独自の見解でそれを整理するというようなこと

は考えておりません。

○秋山長造君　その点には多少疑問を持つのですが、文部省としては府県の教育委員会からの申請を大体そのまま認めていかれるということなんですけれども、ただ教育委員会の関係事務ではあるが、しかし権限はあくまで市町村が持つておるわけですね、この学校の統合という問題については……。

そうすると市町村の方はどうしても教育的な見地、さつき矢嶋さんのお話しになった教育的な見地というよりなことを第一義に考えるよりも、やっぱり町村合併という、町村のいわば事務的な都合ということがどうしても主になって、学校の問題もやはり推進されると思ふのですね。そうした場合には、やはり学校の問題は一般の町村合併とは別だとはいひながら、やはり実際には、実際の現地での扱いとしては、教育問題の特殊性とか何とかいうことは、むしろ二義的な問題として扱われて、やはり当面目先の町村合併ということによって、ある場合には無理やりに引きずられるということが実際にはあり得るし、また、多く問題になっているのも、そういうことから問題が出ておる

ように思う。今自治庁の方で指導しておられる町村合併にしても、これは局長は無理をすべきものではないとおっしゃっておるけれども、実際にはこれは相当上から引きずって無理をして、そうして町村合併を行なっているというのが実情です。それからまた、町村合併をこの際大いにやろうという大目的のために、多少の無理が伴うということも、これはまあやむを得ない面もあるかと思うのです。だけれども、とにかくにも町村合併が主にも、とにかくにも町村合併が主にも

なつて、教育という問題がどうしても二義的に考えられて学校の統合も行われやすいという事実は、私は否定できないと思う。また、それに対して府県の教育委員会がどの程度の発言権を持つてその行き過ぎの是正、合理化ということをやつておるのかどうか、そういう点についても私疑問を持つのですけれども、そういう点は文部省としては、県から言つてきたものを、もう大体そのまま認めるということでないか。場合、に、多少今大臣なり局長がおつしゃつてゐる教育を第一義的に考えるという方針と抵触してくる例は案外多いのではないか、その点どういうふうにお考えになつておられますか。

○政府委員（小林行雄君） 先ほどのお答えの中にも申し上げたつもりでございますが、今回予想しておりますところの学校統合は、町村合併に伴つて新市町村建設計画というものがございまして、その建設計画に載つておりますもののうち、これは現在直ちに実施可能なものとそうでないものとあらうと思ひます。で、実施可能な状況にあるものについて県の教育委員会の方からセレクトして申請してもらふというつ

もりであります。従つてまあ学校統合を町村側の立場から無理があつても押していくというようなものについて、本年度においてそやうなものについて補助金が出るというやうなことになることは、おそらくなかろうと思つております。實際に計数的なことを申し上げますと、御承知のように統合特別助成金は三億円でございます。従つて大体坪数としまして一万七千坪程度でございますので、これを四十六府県に分けますと、平均しますとまあ三百

坪強くらいにしかならぬわけですから、一府県二校ないし三校くらいは本年度はないのでなかろうかというふうに考えております。きわめて少数でございまして、ほんとうにその町村内融和して統合をせひともやらなければならぬという可能性の非常に強いもの、必ず統合ができるものというもののだけをセレクトすることになると思っています。なお、県の教育委員会の方から申請をしてもらうわけでございますので、教育的な面を二義的に考えるというようなことはおそらく起つてこないのじやないかと私どもは推測をいたしておるわけでございます。

○矢嶋三義君　そこで後藤財政部長に伺いますが、あなたの方で市町村合併の指導をされているわけでございますが、小、中学校の統合について相当強い要望をされているやに私は承わっておりますし、特に再建団体に指定されることを希望する団体の再建計画の、あなたの方の査定に当つては、そういう点が相要望されているやに承わっているのですが、どういう御見解を

○政府委員（後藤博君）　お答えいたします。

それから再建団体の再建計画の承認

等

○理事(有馬英二君) 矢嶋委員に申し

○矢嶋三義君 文部大臣に伺います

の教育行政を見てみますというと、教

77131-12-1

○国務大臣（清瀬一郎君） 矢嶋さんも

を節約しようと考えるのは、まああり

精神を築くものでありますから、財政

からぬように希望いたしておるのでご

せん。そういうことがないようにいた

方分権ということがやかましく言われ

のは遺憾でございます。

院に政府から提出されて審議いたしま

が、そのときに太田自治庁長官並下に

$\frac{1}{\sqrt{\pi}} \int_{-\infty}^{\infty} f(x) e^{-x^2} dx = \frac{1}{\sqrt{\pi}} \int_{-\infty}^{\infty} f(x) e^{-x^2} dx$

○矢嶋三義君　その点については文部

は具体的に伺いますがね。自治庁の再

事異動の発令ができず、年度末人事

あいわば、そういう県は一カ月ないし

す、文部省は調査するところの権能

教員の定期異動ができずに教育に空白

おりますか。

定員の問題等について、

はまだ聞いておりません。それから全

とでず、三月末人事

100

○國務大臣（清瀨一郎君）物事が尋常

令ができないこともあり得、また発令

が、これは大へん遺憾なことだと思つ

していません。私には非常な

けれども、学校の統廃合を無理したため

てゐる学校が全国四校にすぎない。地

「う県が私が知っているだけで二県

自になるわけですが、この事態は

て財政的な面からのみ見て、るといふ

一、その村会より二、三の最上戸に、い

この三月末実施され、結果ある、見

かゝる言ひをきく人目には、いかゞいふべ

人の教員の退職勧告をやっておるので、女子の先生は四十五才、それから夫婦が教員である場合に、主人が手取り二万五千円取っておったならば、奥さんの方はやめていただく、こういう方針でこの人事をやろうとしている県があるわけです。こういうことは全くの財政的な理由一点からきているわけなんです、文部大臣としてこの事実をいかようにお考えになりますか、お答え願いたいと思います。

○国務大臣(清瀬一郎君) やろうとしておる県とおっしゃいますが、さういふ方針が立てられておるかどうかは、表へ現われませんが、例外的なことは別といたしまして、多くの場合は高齢者、高給者の勇退といったようなことであらうと思ひます。毎年の大学からの新卒業者が多数出てくるものでありますから、一定の新陳代謝はこれはまあ必要であらうと思ひます。従前からさういふことがあるのであります。要するにそれが無理のないように、公正妥当に行なわれるものと思ひております。中央でよく物事を一方できめまして、また、具体的に地方の事情を聞いてみるという、無理からんこともたくさんありますので、機械的に年齢と性別だけでやることはおそろくはないのであるまいか、かように思ひております。

○矢嶋三義君 それではさらに掘り下げて具体的に伺います。そのある教員が有能だ、あるいは無能だということとを離れて、財政再建等の財政的な理由から、かりにここで五十二才で退職してもらおうというふうな、そういう方針というものは、大臣としては大臣の個性の見解として賛成か反対か、先ほどあなたは地方公務員法の一部改正法律案の場合にも、まあここで時間が長くなりますから申し上げませんが、諸般の情勢から都道府県条例を設ける場合には五十五才が適当である、望ましいというところを答弁されたこととあわせ考えるときに、私はあらためてその点大臣から率直にお答え願いたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 教育に関するところを、財政の事情だけで処理するということは望ましいことではないと思ひております。また、どこでもさういうことだけではなしに、やはりあまり高齢になつた人、あるいはまたあまり高給者が多いような場合に、有能な若い人に、世間でいう後進に道を開くといったような考えで、戦後のみならず戦前から行われたことでありまして、今日日本国家の財政もこの通り窮乏であります。地方も赤字財政再建を必要といたしますけれども、財政だけの考慮でやることは私は賛成いたしておりません。

○矢嶋三義君 私のお尋ね申し上げている点にピンとを合せてお答え願いたいと思ひますが、その教員の能力が優秀であるとか劣等であるとかいうことを別にして条件があるのです。今ここで五十二才というところでやめていただくとか、あるいは男子は五十二才だが女子は四十五才、こういうふうな一つの方針をかりに私は立てたとするならば、それは望ましいとお考えになりますか、どうですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) すでにお答えしたことで御了解を願えると思ひますが、年齢のみで——まあ恩給の場合に、あるいはまた停年の場合、条例を作つて幾ら退職という、これは別です。平常の勧告とか希望というのには、必ずしもワケをつけてやるということはおおだやかならんことと思ひております。あるいはまた、男女の区別などをやることは新憲法の規則にも反しませんが、だからその通りのようなことが行われておれば、私はあまりいいことじゃないと思ひております。もう少しおだやかに実際の実情を判断して、必ずしも停年に触れなくても、まあ後進に道を開くのだというので、事情々々によつて退く人の家庭の事情もありまして、いろいろなことを勘案して相談するといふことは、これはよからうと思ひます。一律に女子が四十五才になつたらやめてもらふというのじゃ、これはおだやかならんと思ひます。

○矢嶋三義君 私は基本的なことを伺つてゐるわけで、文部大臣の基本的な考え方は明確にわかりました。その点については私は全く同感でございます。そこでもう一つ先ほど申し上げた点、具体的に伺いますが、文部大臣も御承知と思いますが、学校の先生方といふものは大体同じ教職にある関係か、職場結婚している人が多いわけですね。でないといふ方は教育界に置きながら、わが子を下宿させて高等学校に進学させる、あるいは都市に下宿させて大学に入學させるということは、身は教育界にありながらできることではないのです。共稼ぎでやつと自分の子供に高等学校教育を、あるいは近くの大学教育を受けさせるくらいが、もう財政能力として精一ぱいなんです。そういう職場結婚をしている

先生方を、主人が二万五千取するようになつたから、奥さんにやめていただくというふうな、こういう方針をもしとられるところがあるとすると、まことに私は涙のないむづかしい方針だと思ひますが、この点は今後長く日本の教育者にとっては、きわめて重大であり、関心深い問題でございます。今若しここに教師がおつて職場結婚するやうな場合に、これは深刻な私は問題になると思ひます。従つて男女共稼ぎの場合、職場にある御主人が二万五千、あるいは三万円になつたから、だから奥さんの方はもう機械的にやめてもらおう、こういう方針というものは私は望ましくないと思ひますが、文教の最高責任者としての文部大臣は、あなたの個人的見解はどういふものを持っておられますか承わりたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 過日も東京都の女の校長さんばかりが寄つて、文部省へおいでになりました。ちよいとあなたと同じような例をあげて、望ましくあらざるゆゑを私にお説きになりました。私もその通りだと思ひます。ほかに別の事情があれば別でありますけれども、夫婦が共に教職にあるからといって、どつちかをやめろということであつたら、具体的な事件はやはり処分した人の弁明を聞かなければならぬと思ひますが、かりにそういうあんなのおつしやる通りのことがあれば、それはよくないことだと思ひまして、私明白にそのことをお答えしておきました。同感です。

○矢嶋三義君 あなたのお考えは私と同感であることは明確です。しかし、その限りではこういう問題は解決できないのです。これは予算を組む場合、ことに地方財政計画等を立てる場合に、やはり教育を守るという立場から、文教政策の最高責任者としての文部大臣が、閣内においてあるいは大蔵大臣、特に自治庁長官等に対して、十分さういふ実情というものを御説明され、その協力と理解を得るにあらざれば、ただあなたの今のお考え、同感と言われたのですが、その限りにおいては解決できないのですが、過去においてさういふことについて、自治庁の実力者である後藤部長さんがここにおみえになつておられますが、自治庁長官等に対して、何らかの働きかけをされたことがあられたかどうか、または今後閣内においてさういふ御努力をなされるのか、その点私は承わつておきたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 世の中にいろいろな訴えがあらまするが、やはり双方聞けというので、その反対の立場の人の言ふことも、また処分した人の言ふことを聞くと、また事件は一々人間の面が異なるように違ふのです。具体的な問題については、やはりその具体的な事情も聞かなければならぬと思ひますが、あなたのおつしやる例とちよと同一ことでした。過日女の校長さんが来て私に言われた例、それだけでほかの事情が少しもなくてあつたらば、夫婦とも教員だからどつちかやめいというところは無茶なこと、私は悪いことだと思ひます。私の職権でできることであるかないか、事実がさうであるならば、適当な指導、助言を手えることにやぶさかではありません。

○矢嶋三義君 それはあなたと無関係というわけではないのです。財政計画

を立てる場合の教員の人件費の予算額から来るわけであつて、あなたの力が及ばないところではなくて、あなたの力の及ぶ範囲内の問題でありますから、あなたの意見と反対に、あなたの意見としてはそういうことが好ましくないといふことになれば、解決に対して努力していただかなければならぬと思ひますので、私は伺つてゐるわけ

○國務大臣(清瀬一郎君) おつしやることはよく承りました。善処したいと思ひます。

○湯山勇君 大臣の御答弁を承つておりますと、ちよつと評論家の意見を聞いてゐるような感じがいたします。矢嶋さんの言われたことに對して、それについては賛成である、こゝういふことで文部大臣の御答弁としては、これははなはだ不満でございます。今のうちに非常に大臣が考へてもよくないといふような事態があれば、大臣には打つ手がたくさんあるはずで、それは先ほど大臣が地方でやることにしようも手のつけようがないといふような意味のことをおつしやいましたけれど、現行法においても実際に教員の身分を持つておる都道府県教委に對しては、指導も助言も勧告も大臣はする権限を持つてゐるわけですから、そつしてまた従来大臣が都道府県教委なり、その他に對してそつしやう趣旨の通牒を出したこともあり、要望したこともございませう。そつしやう権限と責任を持つておる大臣が、矢嶋さんの言ふことに賛成だ、こゝういふことだけでは評論家のよつて大臣の御答弁ではないと思ひますので、一つ大臣らしい御答弁を願ひます。

○國務大臣(清瀬一郎君) 矢嶋さんに申し上げたように、一つは過去の経験、具體的な事実を調べてみますと、反対の立場の人の弁明を聞き、またよく調べてみるという、全くの原則通りでないことも非常にあるのです。きつと今矢嶋さんのおつしやる通り、夫婦共稼ぎだから一方やめいなんて言つてきておるのであれば、私の権限の範囲内では適當な指導をした、こゝう申しております。しかし、輕率にそれをやるといふと、やりそなうのです。ですからよく調べて、その通りのことであれば、適當の助言をしたいと思ひます。

○矢嶋三義君 ちよつと、大臣の答弁で、あればと言われたのですが、事実各県にあるのだから大臣としては、私はよく文部省でとられる手段ですが、かくかくのことがあつて承るが、もしそつしやういふものがあることは好ましくないもので、しかるべく御配慮をあらわしたいといふ、こゝういふ文書はあらゆる場合に文部省から出ているのですが、そつしやういふ形でこれは早急に文部省の越権にならない範囲で出し得るものは幾らでもあるのですから、通牒を出されてしかるべきだと思ひますが、出していただけませんか。

○國務大臣(清瀬一郎君) よく詮議をいたします。

○矢嶋三義君 次の委員会にその写しを出していただきたいと思ひます。

○秋山長造君 まあ矢嶋委員のおつしやる通りなんだ。この問題は、大臣、今に始つたことじゃないので、もうわれわれの覚えてからでも、大連さんの當時から、これはもういつも女教員に對する不當処遇といひますか、不當な扱ひについての問題はすつとあるんです。それで大臣はそのつどいつつ、いやそつしやういふことは男女平等の原則に反するから、もつてのほかだから善処するといふことを、いつもそのときの大臣はおつしやるのだけれども、しかし地方の実情は、これはもう年々この年度がわりの異動のたびに、一そつしやうなワクをはめられてきておるので、われわれもすいぶんいふんならざるを得ない、聞いて知つてゐます、今回の年度がわりの異動なんかについて、だからやつぱりこれはただこゝで、この席上での所見として大臣がそつしやう困るから一つ実情を調べてみるということでは、どうも通り一べんの論議に終つてしまふので、大臣としてもう少しこれは年々歳々繰り返してゐることですから、全国にわたつてこの教員の人事異動等の実情をよくお調べになつて、それでその数字の底に流れておる一つの女教員等に対する扱ひ方の一つのはやり流れといふものがあると思ひます。そつしやういふものを十分把握されて、ほんとうに徹底したやはり処置をおやりにならないと、これはもうこの委員会でもつともらしいやりとりが行われておつても、地方の実情はどんどんどんあつて、地方の方向へ進んでしまふ。それでそつしやういふこの御調査は一つすでに文部省でできてゐるはずなんです。私もまあ結論は矢嶋委員のおつしやるように通牒なり何なり、とにかくとりあえず何かそつしやういふ具體的な手を打つて、一つこの問題の解決のために一歩でも二歩でも前進していただきたいと思ひます。大臣に御所見をもう一度重ねて伺つておきます。

○國務大臣(清瀬一郎君) あなたの方のおつしやることはみなほんとう、事実と思ひますけれども、いやしくも文部大臣が通牒を出さうと思へば、その実態を一度調べてみて、国内に数件そつしやういふことがいふいふあるといふことを確めました上において通牒等は発したいと思ひます。今歸つてすぐ書いて、すぐ次の委員会に出せとおつしやつても、それは聞いてみますと、いふいふ何か理屈があるのです、全くもつてあなたのおつしやるやうなふうなことに……、(だから、あるやに聞くで出さなかつた)と云ふ者あり)だからあるかないかを調べてみて、国内に相當たくさんそつしやういふものがあれば、その規制をすることは、むろんやぶさかじゃございませぬ。だけれどもよく聞いたからといつてすぐ出してしまふといふことは……、ですから一べん実態を調べて……。

○矢嶋三義君 今の点ですね、大臣、実態を調べてといふことも私は反對ではありませぬけれども、しかし、そつしやういふことだけでは、文部大臣としての職責は果せないと思ひます。たとへば先ほど来問題になつております町村合併に伴う学校の統合にいたしまして、自治庁の方では相當強いこれに對する干渉をいたしておられます。それに対して文部省は一向何にもしてない、財政的な見地だけからじゃなく、そつしやういふ場合にも十分教育的な見地に立つてやるべきだといふやうなことは、指導として当然文部大臣がなさなくちゃならないことだと思ひます。それをもうそつしやういふ事態が起つてからじゃおそいのです。起らないうちにそつしやういふことのないやうに注

意もまた必要だと思ひます。そこで具體的なことを少し申し上げますけれども、文部省の方でお考へになつておるのは、小規模学校の解消と、教育的見地からいつて、こゝういふことですけれども、実際に今日各地方で起つておる学校の統合の問題は、決して小規模学校の統合といふことではないと思ひます。これは事実をあげて私は申し上げることが出来ます。こゝういふ点についても財政的な見地からだけじゃなくて、教育的な見地を加味しなかつたならば、結局財政のために教育が犠牲になる、子供たちが犠牲になる、こゝういふことになつてゐるわけなんです。ですから大臣は事實を調べるよりも、そつしやういふ事實が起らないやうに措置すること、これが私は第一だと思ひますが、大臣はいかがでしようか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 私もさうに心得ております。

○竹下登次君 今夫婦が先生をしてゐるときに女の人にやめてもらいたいといふ問題が質疑応答されておるやうですが、そのほかに御主人は原庁の役人をしてゐる、奥さんは学校の先生をしてゐるといふやうな場合もあるし、学校の問題と離れますけれども、同じ県庁のうちに夫婦で働いてゐる人もあるだらうと思ひます。あるいは親子で働いてゐる人もあるだらうと思ひます。それはいろいろな場合がある。そつしやういふ問題は学校の先生だけの問題ではない。収入がある程度以上あるから片方をやめてくれといふのなら、どこの役所でもすべ……やはりその調子が合わないといふとおかしなことになる。今学校の範囲内で質問応答されておるやうでございます。

も、そういう点も私も事実学校の女の先生でそういう理由でやめてもらいたというところを勧告されたというところを前に聞いたことがございますが、どうでしょう、自治庁の方では広くその点を御承知であらうと思ひます。ただ収入が多いからということでありましたら、金持ちの人たちはみんなやめてもらわなければならないことになるだらうと思う。そういうことに理屈はいくのだらうと思うのです。もう生活に困らないのだから、月給取らないでもいいじゃないかという理論になりますから、みんな月給取りは貧乏人ではなくなことだ。それは自治庁の方では広くお調べになっておるだらうと思ひますが、まさか自治庁の方から学校の先生だけを片寄つてやめさせるという指令を出していらつしやるはずはないと思ひますが、事実はそうだ。実際御存じのことだけをお話し願ひたい。

○政府委員(後藤博君) 先ほどお話しした、私も二、三日前に話を聞いたのですが、熊本県の例だらうと思つております。ただ夫婦五万円以上という条件がもう一つあったのじゃないかと思ひます。それで男女の差別をつける。それから夫婦の一定の額以上の場合にどうとか、これは各府県で整理をいたします場合に、そういう基準が一般職員についてもやつたところがあるようであります。しかし全府県ではありません。特殊な県でやつた例であります。今までのところは年令、性別による差別というのは聞いておりません。この場合も私は事情をよく聞こうと思つております。どうせ熊本の場合は再建の例でありますから、再建計画の

問題が三十一年度において問題になりますので聞こうと思つておりますが、その場合今まで聞いておる例から問題になりますのは、男の先生と女の先生のパーセンテージの問題が一つある。県によりましては女の先生が非常に多くて、しかも相当の年令の人が非常に多いという場合には男の先生からの要求がある程度ある。そういう事情を考慮して、これは私組合から聞いた話に一つある。だから一定の年令でこれをするとは組合としても認めざるを得ないのだというところも聞いております。それからもう一つは、これはよその県、熊本じゃありませんが、青森県、でもよろしゅうございしますが、青森県、これは女の先生が非常に多い。従つて女の先生が年令を今はずきり分けておらんようでありまして、先年やつたときに私もおかしいじゃないかと聞きましたら、そういう例を申し上げております。それから男女の場合、女の先生の数の問題が一つと、それから新陳代謝をやります場合に、やはり数の問題が関係してくるのです。あとの補充をできるだけ男の先生にしたいという意味か、それとも従来のパーセンテージを保持していくような格好にするか、こういう問題がからんでおるようであります。県によりましてはこれは事情がまちまちですが、従つてただ単に年令だけの問題以外の問題が常にからんでくるように思つております。私はそういう年令だけでやるとかそれから収入だけでやるといふことは、ちよつとひどいんじゃないかと、こういう考え方を持っております。ただ、線の引きようがないから、一応そういう線が勧奨

してみて、いろいろな特殊事情も聞いた上で、ほんとうにやめてもらうかどうかを判別する、これはいいのがれじゃありません。そういうことを申し上げて来ましておられます。何といたしましても、教育委員会と地方団体との間で話し合ひをして、一定の標準をきめてありますからして、私どもとしてはそう突き進んだ指導もできないのであります。県によりまして、私どもが見ておりますつまずき教育の財政規模から持ち出し額が非常に多い県がございします。例をあげますと、熊本とか鹿児島というのが一番ひどいのであります。が、しかしいろいろな事情がございします。熊本の例でありますと師範学校が戦争中にたくさんございまして、その卒業生が今四十から四十四、五歳の人が多かった。それを無計画に採用した。この将来の年令構成といふものを無視した採用の仕方をしていった、こういうところに問題もあつては、従つて私どもといたしましてはそういう持ち出し額が非常に多い県に対しては、年令構成を一朝一夕にはできませんが、長い間かかつて是正をして新陳代謝をスムーズにやれるような格好にしていくべきじゃないか、それが教育の財政の面から見まして最初考えなければならぬ。そういう立場から教育財政を考へていってほしいといふことを、財政的だけの見地から申し上げております。早くから気がついておられますところの県は、そう大きな持ち出しをしておりません。われわれは別に何にも申し上げておりません。新陳代謝の場合に、そういう県におきましては、やはり年令構成を是正する方途として、非常に

ドラスティックな方法をとる場合もあるのではないかとお考へておられます。なお、熊本等の県につきましては、もう少しよく調査いたしました上で、私どもの趣旨を徹底したいと思つた次第でございします。

○竹下豊次君 教員以外の県庁内あたりのお話しも聞かれましたか。

○政府委員(後藤博君) 性別で分けたという例は幾つかあつたかと思ひますが、最近はそのようなことはあまりやつていないのじゃないかと思ひます。前にこんなことが一、二県あつたと思ひます。それから額でいくという例は、一般職の場合には聞いておりません。

○竹下豊次君 どうも女に無理がいくのです、多くの場合に。この問題だけではありません。同じ退職の勧告をいふ場合にも、女の先生を呼んで教育委員会あたりで話しますと、女の人はなかなか抵抗し切れないのです。つい泣く泣く引き下る。男はがんばるといふようなそういう無理をして、弱いところにつつかかつていくというふうな、この問題だけではありませんが、ことに今、学校の問題についてはいろいろ問題も多い時期でありますし、そういう負担がそういう方面にのみに片寄つていくという形になつたら、なおさらおもしろくないことだらうと思つております。これは県庁でもどこでもおそろく理屈の通らない非常に誤まつたやり方だと思ひますが、この点は特に御注意下さいまして善処されることを希望いたします。

○矢嶋三善君 私はここで文部大臣に伺ひますが、私が先ほどから質疑を続けて参りましたのは、架空の問題に基

いてお伺ひしているのではないのです。大臣は調査をされる、調査された結果によつて云々と言われまますが、はつきりあるのです。岡山県は女子教職員は四十五才といふので勧告したのであります。それはたくさんほかにあるものであります。それから熊本も四十五才、それから今熊本でやつておるのは男子教員は五十二才ないし五十三才、そして夫の収入が二万五千円ならば奥さんの方は整理される。香川の場合は御夫婦合せて五万円になれば整理される、奥さんが。しかし奥さんは学校の先生、御主人は大きな会社の社長をしておつて相当の収入があつても、これは対象にならないのです。めちゃくちゃです。そういう事例は、何も私は今香川とか岡山とか熊本をあげたけれども、それだけじゃないのです。日本全国にある。そのよつてきたところは何かといふと、財政的な理由からきておる。しかも県当局が教育委員会に非常に圧力を加えておる。その都道府県は自治庁のおぼしめしがよくなるようにといふので忠誠を誓つてやつておる。そのしわ寄せは全部教育にきておるわけですから。これは後藤さんはほえみをもつて聞かれておるようですが、あなた方はよくわかつていて下さると思ひますが、ほんとうに肝に銘じておいてもらいたいと思ひます。私どもも地方財政の窮乏しておるのを建て直さなくちゃならぬといふことは考へております。しかし、それが過去の誤りを一挙に改めて、しかもそれを最も弱い面のやすき道を求めて教育文化方面にしわ寄せしてくるというところは、断じて私は承認することができないと思ひます。これを守るべきものは、圈内に

いてお伺ひしているのではないのです。大臣は調査をされる、調査された結果によつて云々と言われまますが、はつきりあるのです。岡山県は女子教職員は四十五才といふので勧告したのであります。それはたくさんほかにあるものであります。それから熊本も四十五才、それから今熊本でやつておるのは男子教員は五十二才ないし五十三才、そして夫の収入が二万五千円ならば奥さんの方は整理される。香川の場合は御夫婦合せて五万円になれば整理される、奥さんが。しかし奥さんは学校の先生、御主人は大きな会社の社長をしておつて相当の収入があつても、これは対象にならないのです。めちゃくちゃです。そういう事例は、何も私は今香川とか岡山とか熊本をあげたけれども、それだけじゃないのです。日本全国にある。そのよつてきたところは何かといふと、財政的な理由からきておる。しかも県当局が教育委員会に非常に圧力を加えておる。その都道府県は自治庁のおぼしめしがよくなるようにといふので忠誠を誓つてやつておる。そのしわ寄せは全部教育にきておるわけですから。これは後藤さんはほえみをもつて聞かれておるようですが、あなた方はよくわかつていて下さると思ひますが、ほんとうに肝に銘じておいてもらいたいと思ひます。私どもも地方財政の窮乏しておるのを建て直さなくちゃならぬといふことは考へております。しかし、それが過去の誤りを一挙に改めて、しかもそれを最も弱い面のやすき道を求めて教育文化方面にしわ寄せしてくるというところは、断じて私は承認することができないと思ひます。これを守るべきものは、圈内に

おいては清瀬文部大臣以外にはないと思ふのです。その点で僕は清瀬文部大臣の格別の御善処を要望いたしたいと思ふのです。御所見はいかがでしようか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 丁承いたしました。

○矢嶋三義君 大臣、退席されたあとに、あとでまた後藤さんにあらためて伺いますが、後藤さんにさっきお話しの出たついでに一つだけ伺います。たとえば先ほどあなたの方から熊本、鹿児島、九州が出ましたが、これは九州は非常に引揚者が多かった関係上年令構成というものがへんばになった。それから熊本の場合は第一師範、第二師範、あるいは熊本高等工業とか五高とか、あるいは薬学の専門とか、こういう大学並びにかつての専門学校が多数あった関係上、教員の資格の構成がよいというところはあなたがお認めになつていらつしやる通りです。これは私はけっこうなことだと思ふのです。また引揚者を九州各県が快く引き受けたというところは、これは一つの国策の犠牲者を引き受けたということであつたらうなところだと思ふのです。従つてその財政支出が多くなつてゐるのは当然であつて、これを一挙に是正しようといふ、ここに私は無理があると思ふのです。この点は自治庁において私は格段の御高配あつてしかるべきだと思ふのです。そういう特殊性というものを自治庁当局では御考慮いただいてゐるものでしょうか、どうでしようか。御見解を承りたいと思ふのです。

○政府委員(後藤博君) 私どもも鹿児島、熊本の特長事情は認めておりまして、これは教育費のみならず恩給賃情であります。

もそうであります。その全体につきまして常に特別交付税のときには、普通交付税に見られない分をやはり足して見ておるのであります。一挙にこの問題を解決するといふのは、お説の通りむずかしいと思つております。従つて何年かの長い計画でもつてこの年令構成を直していつて、新陳代謝がスムーズに行われるようにいたしたいという要望はいたしております。それまでの間の問題であります。それまでの間一体どうするかという問題でありますが、教育費を中心にしてものを考えるのであれば、投資的経費に出す一般的財源を落してもらいたいというのがわれわれの希望であります。投資的経費の方を現状のまま支出しながら、やはり教育費の方を容認するといふわけにはいかない。従つてどちらを中心にするかというのを果としてきめて、その上に立つて計画的に落していくという方途を講じない限りは、赤字はやはり毎年出てくるのではないかと、こういう見解を私どもは持つておるわけでありまして、つまり投資的経費と消費的経費とのからみ合いの問題が前提になる。その前提に立つてそのどちらをとるかによつて、教育費の是正の期間がきまつてくるのではないかと、財政的に合理化する方法がきまつてくるのではないかと、どちらかはつきりしてもらいたい、こういうことを言つておるのであります。財源として支出いたしますものは別にひもつきのものではございませんが、どちらを使おうと県の方の勝手だということになつております。その辺がはつきりしない状態がずっと続いてきたのが実情であります。

○理事(有馬英二君) 速記をとめて。
○理事(有馬英二君) 速記を起して。
○矢嶋三義君 文部大臣にこの際もう一点関連する問題を承つておきます。それはこれまで財政的な理由から生じてくるわけですが、勸奨退職です。ね、これを出した場合に、都道府県は条例によつて六割増しの退職金を出せるように取り扱つておるわけですね。これを教育委員会に諮ることなく、その意見も聞かずに議会において議決をして、かような条例を削除するといふことは、私は教育委員会の立法精神から考えて望ましくないのみならず、違法と考えるのですが、文部大臣はどういう御見解を持つていらつしやいますか。
○説明員(斎藤正君) 法律的なことなので、私からお答えいたします。教育に関する条例の原案の送付のことは、教育委員会法に書いてございますが、ここで常例とすると書いてございまして、具体的な法案が常例であるかどうかというところでございまして、立法の当初の経緯をいたしまして、全部に共通するような条例の改廃、各部門の職員に通ずるような条例であつて、そうしてその条例を直すという緊急必要があつた場合には、この場合に原案送付を求めないことも違法とはいひ得ないだらうということが現在まで考えられております。

○矢嶋三義君 ある県で勸奨退職に伴う割増し退職金の条例を議会にかけて削除したのです。その経過を調べてみますと、都道府県議会と教育委員会との連絡調整の職務を持つてゐるところの議会選出の議員は百パーセントこれを知つておるながら、その立案に携つておるながら、公選の教育委員個人に対しても、委員会にも一言の連絡協議もすることなく、ぽつと議会にかけてこれを削除してしまつた。そういう運び方はこれは教育委員会の立法精神から、いかように文部大臣お考えになりますか。これは法律学者だから文部大臣はつきり御答弁できると思ふ。

○国務大臣(清瀬一郎君) あなたの示しの通りなれば違法とは言わぬまでも望ましくない、精神上は望ましくないと思ふ。

○矢嶋三義君 そうした場合に文部大臣としてはどういう意思表示をされますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) そういう条例がきまつておるのに、文部省の方から干渉したすのはどうでございましょうか。

○矢嶋三義君 文部省は技術的、専門的指導、助言の権限を持つてゐるわけですから、そういう事態が現実にあつたとするならば、少くとも該都道府県教育委員会に対しては、かくかく考へるが好ましくないことだつたというよりな意思表示を、私はされる権限はもちろんです。また私は文部大臣のそれは義務だとして私は考へるのです。ね、御所見いかがでしようか。

○国務大臣(清瀬一郎君) それまでに双方の意見をよく聞いて、あなたの今言葉で表示された通り、ぽつと知らぬ間に抜き打ちしたというよりなことがありましたならば、それは適当な話をするなり、あるいは助言をすべきものだと思いますが、どうもあなたの言つた通りのことが最近あつたとは私聞いて

おりませんので、必ずしも……。それでございましょうか。

○矢嶋三義君 それではこれで終ります。それは宮崎県のケースです。私は百パーセント責任を持ちます。先般行つて調べてきたのです。

○国務大臣(清瀬一郎君) 一ぺん調べてみます。

○矢嶋三義君 あなたも初中局長も宮崎県に御縁があるし、知つておられるはず。それで次回の委員会までに調査されて、いかなる措置をとられたか御報告を要望しておきます。湯山委員が質問があるよりですから私は一応ここで終ります。

○理事(有馬英二君) それでは文部省の機構改革に関する件について。

○湯山勇君 最初大臣に吉言を呈したと思ふのですが、それは先般文部省の組織に改正がありましたけれども、義務はないにしても、当委員会に対して何ら御報告がありません。これは私は直接文教政策を担当しておるわれわれに対しては、こういうふうに変つたんだという御報告ぐらいはあつてしかるべきだと思ふのですが、一つ今後御留意願いたいと思ふ。

○国務大臣(清瀬一郎君) あれはひとり文部省のみならず、各省において課を縮める方が事務の簡便になるという趣意で、中央政府各省全部課の数を減したのであります。

○湯山勇君 その理由を承りたいと思ふ。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今申しました事務の簡捷にあるという考え方であります。

○湯山勇君 そこで文部省において七項目にわたる組織の改正がございまして、文部省でこの七つについて特に改正になったのはどういふ理由でございましょうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) これは連絡のある課は、また事務の近接した課は一つにする方が事務簡捷になると思ひましてさうに減したものであります。

○湯山勇君 そうすると、今まではさういふふうに簡捷できるものを放っておいたわけですから、むだをしておつたということになるわけではございませんか。

○国務大臣(清瀬一郎君) むだをしておつたというわけはございませんが、そのときの仕事は時々刻々変りまするが、その当時では二つにした方がよろうと思つて前任者以来しておられたのでありますけれども、今日の各種の情勢から見て、課の数が少い方がよろうという事で、これだけ変つたのであります。

○湯山勇君 この課の数を減らすという事は、政府の全体的な方針だとして、文部省の中からの課を選びどの室を選ぶという事はこれは大臣の権限でございましょう。

○国務大臣(清瀬一郎君) それはこの間も発布しました通り政令事項ですな。政令は閣議できめるのですね。しかしながら実際問題としては私が主になつてこれがよからうという事を申しました。

○湯山勇君 そこでさういふうなことをして、実際の仕事の上に、あるいは

文部省の職員に対していろいろ私は影響があると思うのですが、さういふことについて大臣はどういふふうにお考えになつておられますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 目には見えませんが、幾らか事務は簡捷したと思ひます。少くともつくはんこの数も減つたのですから、少しは効能があると思ひます。大した数ではありませんが……。

○湯山勇君 つく判の数が減つただけでございましょうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) これはつまり判の数が減つたという事は、仕事の簡捷になつたといふことなんです。少しは簡単にになりました。(笑聲)

○湯山勇君 どうも大臣の御答弁わかりませんが、簡捷になつたといふのでしたら、もう少し具体的に判の数が減つたといふようなことじゃなくて、この面はさういふふうになつたからさうだといふ御説明がなければ、ちよつと納得いきかねますから。

○国務大臣(清瀬一郎君) つまり、今まで重複して調べておつたことが、簡単にいったという意味であります。それをたとえて言つて、判の数が減つたと、さういふのです。御了解願います。

○湯山勇君 そりすると大臣先ほど言われたように重複してやつておつたわけですから、従来はさうするとむだをしておつた、さういふことになるのじゃございせんか。

○国務大臣(清瀬一郎君) むだじゃないのです。そのときはよく丁寧にしておつたといふことなんです。参事官からなお詳しく……。 (今の失言だ、今のわかつたら大ごとですよ内閣に)と呼ぶ者あり)

○湯山勇君 また参事官にはゆつくりあとでお尋ねするとして、大臣にだけ先お尋ねいたします。第一、課長が参事官になつたというだけの違いですか。(参事官ならはんこが一つふえた)と呼ぶ者あり)

○国務大臣(清瀬一郎君) まあこの場合は名前が違つたのです。しかしながら、全体から見れば幾らかの事務簡捷になつたと思つております。

○湯山勇君 それを具体的にいつしやうといふわけですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 具体的と言つても、事務簡捷になつたといふこと、すなわち、ものがきまるのが早くなつたといふことでございまして。

○湯山勇君 これはやはりちよつと補足して説明してもらつた方がいと思ひますから。

○説明員(斎藤正君) この整理は、資料に差し上げておきますように、二つの型がございまして。第一は、課の組織をとらないで、参事官または主任官に課の組織以外のものを所掌せしめる制度にいたしました点と、それから室または課を一つの課に統合または吸収したものと二つの種類がございまして。第一の方は、たとえば官房でございまして、官房の分課を廃止して、各参事官にその事務を所掌せしめる。あるいは調査局におきましては、広報課を廃止して、広報主任官にその事務を分掌せしめる。この第一の、官房並びに調査の広報活動といふものは、一種のまあ機動性を持ったものでございまして、必ずしも分課の形に固定しない、で、やや官房的な、あるいは企画的な仕事でございまして、さういふ制度にするのも一つの方法であらう、さう

いふふうに考えたのであります。第二は、いろいろの課、室、その中には非常に少人数の、まあ形としては小規模な課、室等がございまして、その事務が他の課と一緒になつてしまつても、あるいは一緒になつてやる方がいといふものがございまして、その点で、特殊教育室、あるいは学術情報室、あるいは社会教育施設課をそれぞれの関係のある所に統合したわけがございまして。

○理事(有馬英三君) 文部大臣は退席されてもよろしいですか。

○湯山勇君 ちよつと待つて下さい。今の点で大臣にお聞きしたいのですから。今の御説明ですね。これは事務が簡捷化されたという説明ではないように思ひますが、さういふ点が簡捷化されたか、その点を具体的に一つお述べ願ひたいと思ひます。

○矢嶋三義君 部屋は幾つ減つたか、いすは幾つ減つたか、予算が幾ら少くて済むのか。

○湯山勇君 それから事務手続がどれだけ簡略化されたかです。

○説明員(斎藤正君) 人員の節約は、今回の課の整理によつて全く起つておりません。これによりまして、事業費等の節約、その課の所掌する固有の事務の事業費といふものも削減いたしました。それは、それぞれの統廃合された課の仕事が不要だといふ意味で統合したものでございまして、当然でございまして。たとえて申しますならば、特殊教育の事業の内容を縮小し、さういふ考えで統合したのではございせんので、それらの経費は削減されております。ただ、これによりまして、たとえて申しますならば、学

術課の所掌の事務、この学術に関する情報といふものを一体として同じ課で分掌することにすれば、相互の連絡もよくつくといふ意味では、事務能率の向上、機構の簡素化さういふことに相なるかと存じます。

○湯山勇君 いま少し具体的に、まだ抽象的に過ぎますから……。判がふえるでしやう。

○説明員(斎藤正君) 二つの課長の判を押しておつたものが、一つの課長になりますれば、これはその意味では簡捷化になると思ひます。(参事官の判も要る)と呼ぶ者あり)これは増減はございせん。官房の場合には増減はございせん。

○湯山勇君 さういふことじゃなくて、判はふえるですよ。従来なかつたのが、さういふ参事官は別として、主任官といふのが間に入りますからね。一つふえるでしやう。さういふのはよいふえるでしやう。

○説明員(斎藤正君) 先ほど申し上げましたように、広報の主任官は、官房の参事官と同様に事務を分掌いたしますので、その意味では、従来課長の決裁しておりました書類を主任官が決裁いたします。ただ、その他の統廃合されたものは、たとえば教育用品主任官といふものは、その事務は課長同様の職でありまして、さうして特に命ぜられた事務に従事するといふ職制でございまして、重要な事務につきましては、局長を直接補佐するといふ意味では事務手続の上で従来室を存しておいたとさういふことと云へます。きわめて軽微な事務につきましては、吸収された課長のところにて一元化するわけがございま

すので、その意味では機構の簡素化、あるいは事務の簡素化ということになるかと思ひます。

○湯山勇君 私は今までの御答弁から何ら納得するものを得ませんでした。しかし、それはそれがほんとうだと思ふのです。大臣にしても、それから参事官にしても、喜んでこういう改正をやつたのではないことは明らかです。それを何とかかんとおつしやうとで涙をのんでやつたんだとおつしやうことが私は正しいと思ひます。そこで、大臣に特別に尋ねたいのは、このことによりまして、省内の職員が、従来こういう課長のポストがある、そういう室長のポストがある、そういうことがやはり職員としては一つの目標だつたと思ひます。それらのポストがこういうふうになんなんなくなつていくということは、職員にとつても非常にさびしいことだと思ひますが、こういうことから職員の希望が失われてくるというふうなことも考へてみなければならぬと思ひますが、そういう点について大臣は何かお考えをお持ちでしょうか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 行政改革をするのであつたら、こういう局課の吸収といったようなことじゃなくして、もう少し高次元な、高い眼から見た改革をすべきだと思ひます。今回の改革は中間的なものと私は承しておるのではありません。

○湯山勇君 そこで今私のお尋ねしておるの、職員がこれによつて将来の希望を失ふものがたくさんできる、この次は大体自分は課長につけると思つておる者で、つけない者者が少くとも三人はできます。課長補佐なんかといふのがなくなるのでしよう。これらの課については、そういうことを考へますと、職員の士気に及ぼす影響がひいては仕事にも影響してくるのじやないか。これらの職員にさらに希望を持たせる、こういうことについては大臣何かお考えをお持ちでしょうか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 今申しました通り、行政の改革をするのであつたら、もつと高い考えから改革をし、高い意味でもって、国家行政の能率を上げるとともに、また職員自身にも希望を持たせる方法をとりたいと思つております。今あなたの御指摘がありましたが、これは局課の吸収なり合併なりで、人事には少しも関係はない。名前には変りましてけれども、ここにおられる元課長が参事官という名前になりまして、待遇等は少しも變つておりませんが、士気には影響は少いと思つております。しかしながらやはり名前の變つたことも士気に影響があるならば、なるべくはその少ないようにしたい、こういうことで私も事務次官も運営いたしておる次第でございます。

○湯山勇君 次に内容について簡単に尋ねたいと思ひます。それは今特に著るしい例として取り上げられた特殊室の問題ですが、特殊教育については、ずいぶん従来も力を入れて参りましたし、それから各県にも特殊教育担当官を置くようにという指導も文部省はしてこられたわけですから、そこでそういうのを置いた果は非常に実績が上つてきておる。ところがそういう機運が特殊室の廃止によつて、ずいぶん沈滞しかつておるといふ事実がございます。これは単にその問題だけじゃなくて、

地方財政の關係もあると思ひますけれども、ともかくもそういうことが下火になりかつた、それから従来の大臣が言つておられた特殊室に、教育室に精神薄弱児とか、盲ろう、これの専門官はないので、身体不自由児の専門官はあつたけれども、これもぜひ置かなければならぬというのを言つておられたのですが、これは今回の組織改正も身体不自由児の専門官を置くというふうな方針については變りございません。

○國務大臣(清瀬一郎君) 少しも變りございません。それでは、先ほどの府県がこれによつて特殊教育に対する熱意を失ひかけておる、こういうことに關しても文部大臣は何かの対策をお立てになる御用意がございしますか。

○國務大臣(清瀬一郎君) この趣旨がよくわかつておりますから、これがために熱意を失ふとは存じておりません。

○湯山勇君 先ほどと同じように水かけ論になりますけれども、これは實際府県で特殊教育の担当の主事を置こうというのを考へましたし、文教省自身もそういう指導をして参つたのですけれども、今度あたりの実情を見ますと、特にそういう人たちが特殊教育室をつぶさないようにしてもらいたい、これがつづかれると、各府県で交渉するの非常に困難を感じるというところをうたつておるわけですから、だから大臣が御承知なくとも、そういう傾向はすでに現れておるわけですから、これは十分御把握になつて、そういう点についての強い対策をお立て願ひたいと思ひますが、大臣いかがでしょうか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 各府県よりの申し出はございせんでしたが、ある特殊教育の団体から申し出がありまして、私は特殊教育については、従前よりも一そうこれは拡大したい、現に今回の予算でも、乏しい中であれだけの拡大をしてゐるのだから、今回の統廃合は、決してその事務を軽んずるのじやないというのを、丁寧に説明して御納得を得ておるのでございます。

○矢嶋三義君 関連して、間もなく大臣はこゝを退席されると思ひますが、この問題についての質疑で、大臣はわれわれ委員がすべて了解したというより、な気持で退場されては非常に遺憾に思ひますので、関連質問を一ついたします。それはあなたの所屬される政党並びに内閣は、機構改革ということが看板だつたわけですから、われわれの党と必ずしも意見は一致しないかもしれませんが、信念に基づく根本的な行政機構改革をやらねばならぬとあらう。それなら私は内容は反対であつても敬意を表します。しかしここで出てくるような、失礼だけれども、小児麻痺的な組織いじりはやめてもらいたい。迷惑するのは国民だけです。あなたさつき白状したでしよう。参事官になつただけで月給も變らない、部屋も變らない、どうなるのか結論はわからない。仕事の内容を湯山君がつつ込まれたら、仕事の内容は變りません。参事官、主任官ができたというて、私自身文部省の組織がわからなくなつて、こんがらかるわけですから、ましてや国民は非常に迷惑すると思ひます。何も取り柄はないでしよう。斉藤課長の名刺を参事官の名刺に刷り変えたくらいであつて、かような私は組織いじりは今後やめてもらいたいし、大臣は閣議で発言して、これをまたもとへ戻してもらいたい。そしてあなたの政府与党において、信念に基いた根本的な機構改革をわれわれに提示してもらいたい。あるいはそこで意見が対立して、激論をやるようになるかもしれないが、それはいつもあなたの言われるように、男の男たるゆえんで本懐です。こんなものでも国民の立場からだつたら、迷惑千万だと思ふのがどうですか。抜本的な検討をする前にこれを一応もとにもどすお考えはございせんか。今質疑応答を聞いておると、何も取り柄がないのです。こういう発言をせざるを得ないので、いかがでしょうか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 行政の改革は今の制度では法律がもとなんです。改革法は本日か明日おそくとも明後日には改革法を出します。それとこの課の併合とあわせて完備するのでございします。そのとき御討論御批判を願ひたいと思ひます。今できたばかりのこの廃合をこれをやめなすといふことを、ここで言うて帰るわけには参りません。

○矢嶋三義君 それじゃね、参事官とか主任官という名前を設けたこととで、従来の課長の部屋をそのままにして置くといふことは必要ないのじやないか、それはどういふわけですか。私どももそのところはわからんのですがどうですか、文部大臣。

○國務大臣(清瀬一郎君) 日本の各官庁です、名前、規格を同様に使うためにやつておるのであります。わが文部省としては官房に三つの課があつたのが三つの参事官にするということ

後やめてもらいたいし、大臣は閣議で発言して、これをまたもとへ戻してもらいたい。そしてあなたの政府与党において、信念に基いた根本的な機構改革をわれわれに提示してもらいたい。あるいはそこで意見が対立して、激論をやるようになるかもしれないが、それはいつもあなたの言われるように、男の男たるゆえんで本懐です。こんなものでも国民の立場からだつたら、迷惑千万だと思ふのがどうですか。抜本的な検討をする前にこれを一応もとにもどすお考えはございせんか。今質疑応答を聞いておると、何も取り柄がないのです。こういう発言をせざるを得ないので、いかがでしょうか。

はまあ文部省自身としちゃあ、大した
変りはないことであります。

○湯山勇君 大臣はですね、この天引
二割かいくらかの廃止、これについて
は積極的に賛成されたかどうか、閣議
において大臣は従来から正義の人だと
いうことを、私もそう思っております
したけれども、もしこういう国民をだ
ますようなことに大臣が積極的に賛成
されたとすれば、私は清瀬文部大臣は
あらためて見直さなくちゃならぬと
思うのですが、いかがですか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 閣議の賛否
の内容は申さないことになっておりま
するが、私が発案したことじゃないと
いうことだけは申し上げておきます。

○理事(有馬英二君) 速記をとめて。

○理事(有馬英二君) 速記を起して。

○湯山勇君 この問題につきまして
は、大臣の気持もわからないことはあ
りません。従つてできるだけすみやか
に各団体が要望しておるうちに、そう
してまた、大臣がほんとうに文部省の
あなたの部下の職員を一人ずつ
よく検討すれば、現在齋藤課長が参事
官になつたというだけでなくて、齋藤
課長のもとにおつた何十、何百か知り
ませんけれども、とにかくそれらの職
員の人事もあわせ考へるときに、この
よりなやり方は、これはすみやかに改
めるべきものだとも判断いたしま
すので、大臣の善処を強く要望して、
これで一応終ることにいたします。

○理事(有馬英二君) 速記をとめて。

○理事(有馬英二君) 速記を起して。

○矢嶋三義君 ただいま文部省の組織
に入つた関係上、御出席になつた後藤

財政部長、他の委員会に出席を要求さ
れているにかかわらず時間が延びた点
は忍痛に存じます。最後に一点だけお
伺いしたいと思ひます。本日の質
問の主題は義務制諸学校の統合問題か
ら発したわけでございしますが、先ほど
お聞きのように、小、中学校の統合の
無理ですね、これは市町村の合併その
ものにもございします。しかし、それ以
上にこの学校というものに対する住民
の執着というものは、はかり知れない
ものがあるとは私は知らされたわけで
すが、無理な統合のために、ずいぶんト
ラブルが起つて、いまだ新学期を始め
ることのできないという学校も新聞に
点々と出ております。従つてこの自治
庁当局としては、義務教育学校の特
殊性、すなわちねらいとしては百パー
セントの就学率をねらわなくちゃなり
ません。それから義務教育なるがゆえに
貧富の差を問はず、すべての児童、生
徒は対象となるわけでございしますか
ら、山間僻地等を考慮した場合に、
たとえば中学校の学級は九学級から十
二学級ぐらいが教育的見地から最も理
想的であるというよりな、かような
しゃくし定木で私は小、中学校の統
合をはかつてはならない。適正規模の
ものに統合するというには、原則論
については私といえどももちろん賛成
でございますけれども、先ほど申し上げ
たような理由で十分慎重にやらなけ
ればならないということ、それから
今再建団体の認可申請をされてる段
階ですが、この再建計画を立てるに
當つて、結局教育予算にしわ寄せをし
てきて、その結果として無理な小、中
学校の合併をするとか、あるいは学校
教育法にもはつきりありますように、

小学校と中学校の教育目標、それから
内容というものは違ふわけですが、そ
れを便宜的に校長を兼ねさせるとか、
あるいは先ほどから関連して人事問題
が出ましたが、男女不平等の扱い方を
するとか、あるいはその教員の素質が
いかんという立場からでなくて、非常
に低い一律的な年令を基準とした無理
な取扱いがされるのか、こういう事態
があるわけですが、自治庁当局として
は、主として地方財政という立場から
すべてを御勘案になられるのも、私は
一応わからぬことではないと思ひので
ございしますが、しかしその結果とし
て、先ほどからお話が出ましたよう
に、非常に実情に沿わない教育監視、
教育のしわ寄せというものがあつた
わけです。格段の御配慮をお願いいた
したいと思ひますが、これに對する
御見解と、それから本日現在のこと
ろ、再建団体としてあなたの方で認
可した件数、それから今申請の出いて
る件数、それから五月三十日の期限ま
でにどの程度の申請があると思はれ
ておられるか、その点と、それから
第三点としては、先ほど文部大臣に
ちよつと伺ひましたが、勸奨退職の場
合の六割割増退職金の都道府県条例で
すね、これを自治庁の方で削除すべき
だという指導を各都道府県になされて
おるやに私は承わつておるのですが、
そういう事実があるのかどうか、こ
ういふ事案についてはどういふ御見解
を持つておられるのか、以上三點だけ承
わつておきたいと思ひます。

○政府委員(後藤博君) お答えいたし
ます。第一点の統合の問題であります
が、これは先ほどちよつと申し上げ
ましたように、これは小学校、中学校
それぞれによりまして違ひますし、そ
れから地域によつても違ふと考へてお
ります。従つて私どもとしては抽象的
には学校統合といふことを言つており
ますが、それに地域別にある程度の
ニュアンスをつけなければならぬとい
う気持ちでもつて指導をいたしてお
るのであります。私も無理はしないよ
うにして、教育の効果の上よりな方
法でやるという建前でもつて指導いた
しております。ただ、先ほどちよつ
と申し上げましたが、中学の関係は、
これは組合でないところの関係も相
当ございしますし、町村合併の関係から
いふことを強く申し上げておきます。それ以
外にはさう強く具体的にこまかくは申
しておりません。それもやはり教育委
員会と地方団体との間で計画を立て
て、十分検討した上で長期的な計画と
して立てるべきである、かような考
え方を持つておるのであります。

第二点の再建団体に關連する問題で
ありますが、兼務の問題であります
が、それから性別によるところの整理
の問題等につきましては、私も別
に具体的に指導いたしたことはござ
いません。そういう話を聞いておりま
して、あまりひどいじゃないかといふ注
意は、もちろん聞きまします手てお
ります。私も積極的にさういふ関
係の指導はいたしておりません。再建
団体の指導、再建計画、これは赤字
のある団体全般についてであります
が、指導いたします場合には、教育の關係
は二つに分けて、一つの問題は消費
的経費としての給与費をどう将来持
ていくか、これは墨の問題です。人員
と単価とか合せたものが給与費の総
額でありますから、給与費の総額をど
ういふふうにして持っていくか、この問題
を總額の問題として考へていく建前を
とつております。単価を高くするか、
人間を多くするかといふことは、その
県の一応筋を通した理屈があれば、そ
れは私も十分聞いていく考へであり
ます。県によりまして単価を非常に高
くして人数を少くしていく県もありま
すし、単価を少くして人数を多くする
県もありまして、二通りございします。
どれを中心にするかはつきりすれ
ば、私は量の問題として考へていく、
こういう考へ方で、再建計画自体には
さういふ考へ方をいたしておるのであ
ります。それからもう一つ、消費的経
費と申しましたが、投資的経費の学校
建築の問題も、やはり再建計画を立て
ました場合に、学校だけはやはり計
画的に私どもは計画の中に入れて考
へて方がいじやないか、かように考へ
ております。合併の条件等もございま
すので、他の投資的経費はこれはわか
らない場合が相当ございしますが、学校
はあらかじめある程度わかつておりま
すので、団体の申し出がございすれ
ば、われわれは承認して参るというこ
とにいたしております。

それから最後の勸奨退職の場合の、
どう指導しておるかということであり
ますが、これは勸奨退職の場合にも、
整理退職と同じ程度の手当を出すとい
うような団体もございします。従つてそ
ういふ団体に対してはあまり多過ぎる
ではないかといふことは申し上げてお
りますけれども、一般的に勸奨退職の、
現在きめてる率を下げて出せという
ようなことは私も申し出ておりませ
ん。団体によりまして非常に低く出し

ているところもあらうございませう。これはその団体の財政との関連においてもあらう低くしておるのでございませう。別々になっておられるのでございませう。ちびつて出せというよりなことは申し出ておられません。ただ、非常に高い場合がありまして、それは整理退職の場合とは少し区別した方がいじやないか、こういう指導はあらうございませう。

○矢嶋三義君 ただいまのあなたの御答弁の中に、定員とかあるいは単価ということは自分らは考えていない。給与の総額、トータルというものを問題にしているのだ、こういうお話しでございませう。いかにも自治庁当局らしい御発言でございませうが、しかしその総額なるものが適正でないというところ、いろいろな問題が起つてくるわけですが、いかなる総額が適正であるかというところには私はポイントがあると思ふ。それがここに再建団体としての指定認可を受けようという団体の場合は、その総額が非常に押えらるる関係上、幾多不都合な事態が起つてくるわけでは、その総額のつかみ方というものを、これについてやはりこの文部省の見解とか、あるいは都道府県教育委員会というものは百パーセントとは申しませんが、ある程度これを尊重して傾聴していただかなければ、財政的な立場からばかり、それをつかんで押えているというところに、先ほど話が出てくるように、多くのしわ寄せがくるわけ、この点については御考慮いただきたいということ私は要望いたしておきます。

○政府委員(後藤博君) 今、おっしゃいましたことを十分注意いたしたいと思ひます。

それからもう一つ言い忘れましたが、再建団体の数の問題、現在まで、昨日まで出ておられます再建の申し込みの団体数は県が十一団体、それから市が四十団体、町村が八十団体。このうちですでに再建計画を議決しておられますもの、三月三十一日までに議決しておられますものが、県が三団体、市が十三団体、それから町村が二十七団体、合せて四十三団体、計画の承認をいたしましたものが県では京都府、一番最初に京都府、それから市では京都市であります。二つだけを今承認をしておりました、あとは再建債の計画を大蔵省と今、話し合ひをしております。従つてこれができるば、あと引き続いて四十三団体につきましては、今月中に全部承認をいたしたいと考えております。

それから将来の見通しでございませうが、私も考えまして県の場合で申しますと、まだ申し出をいたしておりませんもの、うちで、再建団体にどうしてもならなければならぬほど赤字の多い団体は三団体ぐらいでございませう。あとの団体は自由で、別に私も強い勧奨はいたしておりません。従つて十四、五ぐらいは私も思つております。それから市は四十団体今申し出がございませうが、百はこすのではないか、かように考えておりますが、市は非常にひより見の団体が多いので、これははつきり見通しがつきません。町村が今八十でございませうが、大体二百ないし三百ぐらいではないか、かように考えております。これは議会の関係で町村も市もおかれてお

ます。大体見通しは今申しましたようであります。

○矢嶋三義君 その都道府県の三団体ですね。申請はしていないが、申請しなければ立ち直りができんだろう、すべきものと自治庁当局で認定された三県というのとはどこですか。

○政府委員(後藤博君) 今出ておりますところ、やらなければならぬ団体は秋田県、宮城県、長野県であります。

○矢嶋三義君 私の質問は終わります。

○理事(有馬英二君) 本件に關して他に御発言があれば、学校建設費等に關する補助金の配分に関する件を議題といたします。

○矢嶋三義君 ちよつと、私は後藤部長に對しての質問を終わつたのであつて、管理局長に對してはしり切れトンボになつておりますので、もうちよつと質問させていただきます。

○理事(有馬英二君) ただいまこういうことで議題を出してしまつたのですが……。それに関連をして御発言を願ひます。

○矢嶋三義君 局長にもとにかえてお伺ひしますが、途中大臣に質問、それから後藤財政部長に質問、それから文部省の組織改正の件が入りましたので、管理局長への質問が切れたことになつておられるわけですが、従つてご簡単一、二伺ひしますが、あなたのさつきの答弁では、今まで新制中学建築の補助を受けておつても、今度統合するということになれば、新たに本年度計上した特別補助金の三億四千万の中から補助をするように取り扱ひ、こういう内容の発言があつたと思うのですが、相違ございませんか。

○政府委員(小林行雄君) 御承知のようにに中学校整備で従来すでに国から国庫補助を受けておりました学校でございませうが、これは小学校の方はございませうが、中学校の場合でございませうが、そういうものを今回新設、統合、あるいは吸収して統合するような場合には、過年度で国庫補助をもらつておりましたも、そういうものは差し引かないという方針でいるわけでございます。ですからただいまお尋ねの通りでございます。

○矢嶋三義君 その点は取扱いとしては大へん私はけっこうだと思ひます。そこで次に伺ひますが、私が承知している範囲内一つそういう例があるのですけれどもね。町村を合併した、そこで中学校を合併するというので建設計画を立てて、それに基いて文部省から補助金の交付を受けた、そして建築は完了した。ところが自治体において勝手に、取り違ひ過程において、住民の意思というものが正確に反映していかつたために統合反対、もとの中学校をそのまゝにしておいてほしい、こういうようなケースが起つた場合は、その交付された補助金その他については、一般論としてはどういう取扱ひ方をされますか。私は悪意のものではないことが明白であれば、相当の特別な考慮が払われてしかるべきだ。特に今度の特別助成補助金の三億円の配分の方式等から考える場合に、私は考慮の余地があるのではないかと申すのです。一応局長の御見解を承わりたいと思ひます。

○政府委員(小林行雄君) 三十年代以前におきまして、学校統合につきましては特別の措置を講じておつたわけ

でございませうが、その場合のことを御説明申し上げますと、学校統合を条件に補助金をもらつた、従つて新しい学校で生徒数がふえるということで、基準坪数に当然ふえるべき生徒数を乗じて補助金をもらつておられる場合に、実際の部活動間のいろいろな事情から、統合が実施できないということが起つた場合だと思ひますが、その統合計画が実施されないものとの学校の生徒数と、御承知のような中学についてはたとえ一・〇八坪、小学校では

○九坪というふうな基準坪数がございませうが、それを乗じて出した補助金の資格坪数をもし上回つておられない、それはそのまま認めても差しつかえないと思ひますが、当然統合をするということでは児童数が、たとえば千人のものが二千人にふえるということ、その基準坪数とその生徒数をかけ合せてもらつております場合には、統合が実施されません場合には、基準に照らして、これは法律に照らしても非常に超過するわけでございますので、超過する分については補助の基準には返還いたしてもらうことになつております。基準と生徒数をかけ合せて補助の資格坪数を出しまして、それがまた多少の場合には、この統合が実施されませんでも、認めるつもりでございませう。

○矢嶋三義君 最も簡単な場合を常識的に考えるとさういふ答弁が出てくると思ひますが、しかし明年度、明後年度さらに生徒が増加されるという見込みがあれば、そのよつて本日に至つた経過次第では、私は考慮される余地があると思ひますが、いかがですか。

○政府委員(小林行雄君) 児童の増加につきましても、これは御承知のように、現在の補助予算は増加見込みというものをはつきり取っておりません。

すなわち、たとえ翌年度にはこれだけ増加するから、これだけの資格坪数があるというようないきなり行方とつておられませんので、これはできればそういふことになることが望ましいかとも思いますが、現在の方式からいいますと、そういつたたとえば三十二年度には三十人ふえるだろというふうな見込み数に乗じて資格坪数を決定するという方式は現在採用いたしてありません。

〔理事有馬英二君退席、理事湯山勇君着席〕

○矢嶋三義君 初中局長があるいはそれにかわるべき人おりますか。ただいまの局長に対する質疑は一応ここで切つて、また後刻会議場でないところであらうと承わりたいと思ひますが、初中局長または初中局長にかわるべき人に一言聞いておきたいと思ひますが、他の委員の御質疑があつたらどうぞ統括しておつて下さい。

○理事(湯山勇君) ちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○理事(湯山勇君) 速記を始めて。

○矢嶋三義君 政務次官に伺ひますが、途中からおいでになつたから御承知ないかと思ひますが、実は今日は公立小、中学校の統合問題について質疑をしたわけですが、まあいろいろな角度から各委員から質疑がされたわけですが、やはり無理に統合をしたために、入学式ができないとか、あるいは授業が続けられないような紛争を起しているところもあるので、義務教育で

あるだけに無理な、この財政的な理由からのみの無理な統合というものはやるべきでないというところを、自治庁当局並びに文部大臣から先刻まあ伺ひしたわけですが、この段階で政務次官にお伺ひしたい点は、結局どうなることでは、教職員のこの定員が少いといふのが大きな要素になつていふと思ひます。それと中学校をたてれば五学級ぐらいでは、なかなかこの学校の経営がうまくいかない、教科内容の充実も教育内容の充実もできない、こういうような理由からよくこの統合が論ぜられるのでございしますが、ここで私はちよつとこの角度を変えてお互ひが考えなければならぬのではないかと申すので、それは義務教育でございしますから、いかなる山間僻地にも生徒はおります。で、それらの生徒を全部中学校に就学させてやらなければならぬわけですから、たとえ五学級、六学級の中学校でも、学校長以下有資格の適当数の教員を配置すれば、私は六学級の中学でつぱに成り立つと思ひます。従つてこの九学級か十二学級でなければ中学校は経営できないのだ、規模として適当でないのだというふうい立場からのみ立つてお

りますか、そういうことを考えることもけつてございしますが、その反面教職員の定員を確保して、地域的には、もうこれは四学級、五学級で統合できないといふこの学校を持つていかなければならないといふところには、この教員の配当基準といふものを考慮して、四学級五学級の小規模の中学校でもつぱな学校経営ができるような教員を配置する、こういう私は考慮が欠けているのではないかと思ひますが、こ

の点について政務次官の御見解を承わつておきます。

○政府委員(竹尾式君) ごもつともな御尋ねでございまして、私の答弁は少し率直で、あまり正直過ぎるというふうな非難があるかも知れませんが、正直に私にお答えしたいと思つております。ただいま御指摘の教職員の定員確保につきましても、これはまあ矢嶋先生あたりともまあいろいろの意味において御協力をお願いいたしまして、ぜひとも定員を確保したい。しかもそれが定額というふうなことにならないように定員だけはぜひ確保いたしたい。こういう私は強い要望を持っております。かつて義務教育費全額国庫負担の法律案が出たときも、これはかつてのことになりましたが、私自身といたしましては、これが定員定額というふうなことは、内心はまあさういふふうな気持ちで、内心はまあ賛成しと申しましうか、まああまり賛成しかねる気持もございしたので、ただいまの半額国庫負担は、その点においては将来どうなるか、これはまあちよつと将来のことはまず将来のことといたしまして、現行現給で実支出の二分の一を負担するといふことが一番よろしいといふような考え方もありますが、私は定員といふものは何と申しましたも義務教育の基礎となるものでございしますから、ぜひそういう方向にこの教育の面から向けていきたいといふ強い私は希望を持っておりますし、また機会がありま

したならば、そういう面をさらに充実して参りたい、こういう考えを持っております。それで町村合併の当面の問題でございしますが、あの法律ができるやうに、私個人としてはこれは非常に

無理が起つてくる場合も予想されるので、これは国会議員といたしまして、私はこの統合の法案には賛成しかねる気持ちで参りましたのです。しかしこれは法律としてでき上りましたので、でき上るとやはり私の予想していたようなトラブルがとにかく起つてきて、なかなかうまくいかんところもございします。これは皆さんわれわれ国会議員として痛感をしていられるところだと思ひます。それに関連いたしまして、今の中学校の統合問題のごときも、これは九学級ないし十二学級というふうなものではなく、六学級程度でやつていけることにはございしませんし、またやつていけるところもあつたのでございします。そういう点はこれはどの県にもございします。そしてつぱにやつていっております。でありますから、そういう点には、ただ統合したから一つの中学をやはり作らなければならぬといふようなことはないのでございします。で、実情に即して教育それ自体を進めるといふ意味合いから、六学級の中学校でもけつてございします。また、事実やつていっている県がたゞさんございしますから、そういう点でも実情を勘案いたしまして、われわれ教育の面、文教の面から、その大過なき諸策を講じたいと、こう考えておる次第であります。

○矢嶋三義君 ただいまの原則的な御答弁はそれで承りました。それでもう一点政務次官にややこれは政治的な御答弁になるかと思ひますが、お伺ひします。それは中学校を適正規模にして、学校経営の合理化をはかりたいという立場から、町村合併に伴つて中学校の統合をやつたと、計画をやつて、その計画に基いて国庫補助金を受けて、建築は完了したと、ところが、この住民の意思というものが十分練られていなかった関係上、統合反対というので、統合ができないケースを私は三つほど知つております。そして新聞なんかにも出ておりますが、事実入学式もできないし、父兄は子供を学校にやらない、現在休校状態というのがあるわけですね。こういうケースがあつた場合、これは悪意から出たものではないので、自治体当局が計画するに當つて、その練り方が足りなかつたといふところに端を発していると思ひますが、ところが管理局長の事務的な答弁としては、いかようにならうとも、補助金を交付したときの条件と違つてくれれば、返してもらわなくちゃならないという原則的な答弁は、ごもつともだと思ひます。しかしそれは経過からいろいろ考えた場合、かりに返還する場合でも、これを若干年次計画で返還してもらつたか、何とかそこは、悪意から出たものでないのだから、考慮して、そうして子供が一日も早く、教育の場において、子供に対する教育が継続されるような取扱い方をされるのが、私は実際のでないかと思ひます。

〔理事湯山勇君退席、理事有馬英二君着席〕

政務次官の御見解を一つ承わりたい。

○政府委員(竹尾式君) ただいまの矢嶋委員のお尋ねと、小林局長の答弁を、私も拝聴いたしておりましたが、法律的にはそういうことにならうかと思ひますが、また補助金適正化法という法律もございまして、ただいまのよう

御答弁になったと思ひますけれども、これは私はやはり政治をやつてゐるのでございませうから、法律は正しい政治をやるために作られてゐるといつても過言ではないので、悪い法律があれば、これは直すのが当然だと思ひます。また何か便法があればそういう便法に従つて負担を軽減せしめるという事も、これは私どもの責務である、こゝも感じておられますので、私も、今矢嶋委員のおっしゃられた例に近いような例を、現実に相談に参つてゐるようなところもございませうので、そういう点に對しましては、これは會計検査院や何かいろいろありましようけれども、適法化してなるべく負担を軽くしたいという氣持をわれわれは持つておられますので、そういう具体的な事例に當面したときには、具体的に善処をしたいと、こゝろ考へております。

○矢嶋三義君 最後は何いませう。それは先ほどこの小、中学校の統合から、地方財政の再建計画、さらに教職員の定員等まで、関連事項として質疑が發展していったわけですが、一応承つておきたいことは、詳しいことは他日に譲りますが、それは先般私が要求いたしました昭和三十一年度各都道府県予算における教職員の定員増に関する調という資料が本日こゝに出ております。一言だけ承つておくことは、この集計のところに關してでありませうが、本年度小学校児童が五十一万人ふえること、従つて文部省が当初企圖いたしましたところは、教員増一万三千を要するといふ数字を出しました。ところが閣内において折衝の結果、予算案に盛り込んで出てきたものは七千五百人の増員でございませう。ところがこゝ

に三十一年三月調といふ名のもとに出た資料によりまして、増員が四千四百八と出てゐるわけですが、この数字と七千五百との数字の關係はいかように解釈したらよろしいのですか。それだけ承つておいて、いずれ次の機会に、これらの点についてはさらにお伺いしたいと思ひます。それだけお答え願ひたい。

○説明員(安嶋弥君) お答えいたしました。七千五百人と申します数字は、その義務教育国庫負担金の予算の積算の基礎になつてゐる数字でございませう。これは、三十年度の五月一日現在の實員に對する増加分であります。もちろん、七千五百人は、政令府縣につきましては、いわゆる政令計算で増加を推定いたしましたので、それから先ほどお配りいたしましたこの資料は、各都道府県が、これは三月一日現在の調査でございまして、定例議会の議案として決定したもののついでに文部省が調査したものでございませう。でございませうから、この数字は各府縣が独自に予算として編成した数字でございませう。でございませうから、七千五百人の国庫負担金の予算とは直接に關係はないのでございませう。

○矢嶋三義君 この三月一日調べといひますが、都道府県によるといふと、昭和三十一年度の本格的な予算の編成方針のきまつていない都道府県もあつたでしよから、私が当初可能な範圍内で出していただきたいと要望いたしましたので、それに沿つて出たものと考えます。従つてこの数字といふものは、相當大きく変わる可能性のある数字かと思ひますが、どういふふうにお考えですか。

○説明員(安嶋弥君) 今矢嶋先生御指摘になりましたように、多少は動くかと思ひますが、具体的に申し上げますと、兵庫県の数字、それから福岡県の数字等がそれでございませう。でございませうから、この二県等につきましましては、一応現段階できまつております数字をこゝに掲げてあるものでございませう。

○湯山勇君 今、教員定数の問題が出ておりますから、私は簡単に政務次官にお願ひしたいと思ひます。それは今回再建整備法の適用を受けようとする市の中に、教員が少いために、市独自の財源で置いておる所がたゞございませう。ところが、この適用を受けるために、そういう市の予算でもつて置いておる教員といふものは認めないといふことになるので、非常な困つておる市が相當数の知つておるのでもあるわけですが、これは、県の予算に教員の定数といふものは關係を持つて参りますし、その県の組んだものでは市はともまかなひきれない、そういうところから、そういう赤字の中で、教育のために犠牲を払つて市で教員を置いておるといふ状態なので、そういう状態ですから、この市が置いておる教員といふものは、どうしてもはげせないはずだと思ふのです。ところが、今のうちに再建整備法の適用を受けるとなれば、それを切らなければならぬといふので、非常に困つておるのです。が、こゝういふ問題について何か次官の方で御考慮願ひするでしよか。

○政府委員(竹尾武君) 私もさういふ事例を聞いておりますので、こゝういふことは、これはもう教育の原則に照して非常に変則的なものでありますので、あるいは考へ方によつては、こゝういふことが果して法律的に許されるかどうかといふようなことも考へられなことはなかつたと思ふので、これは何とか正常に復さなくちやいかぬという考へを私は自身は持つております。ただ、昨今少し多忙のために、そこまで具体的な折衝する段階にまではなつておりませんけれども、よく大臣とも御相談をいたしましたので、その必要はもちろんならぬと思ひますが、自治庁等と折衝いたしましたので、こゝうした変則的な現象は早く解消したい、こゝろ考へておる次第であります。

○湯山勇君 今の点につきましては、先ほど自治庁の方の説明がありましたように、適用を受けようとする市町村は相當急いでおる状態でございますから、ぜひ一つ早急にお願ひ申し上げますかと思ひます。それから、次に先般新聞に發表になつたところを見ますと、学校建築補助に關して文部省は新しい方針で臨む、それは重点的な配分をしていくのであつて、従来のように薄めた配分はしないのだ、従つて、従来は年間約八千件が適用を受けておつたけれども、今年度からはその半数ぐらひになるというふうな意味のことが出ておりました。この点について文部省としてはどういふふうに措置されようとしておるのか、まず御説明をいたしたいと思ひます。

○政府委員(小林行雄君) 本年度の予算も成立いたしましたので、この公立文教施設の整備計画につきまして基本的な方針を作つたのでございませう。しかし、前年度と特にそれほど大きな変化を見た点はございませう。大体は、

前年度の基本的な方針をそのまま踏襲して、しかし、今までの事務を執行して参りました経験から、改めるべきものを幾つか改めたいといふこととございまして、まず、第一に、従来非常に各府縣ともございませうが、多数の申請がございませうために、その補助金のワケを非常に多くの学校に配分いたしましたために、たとえば、一校当りの補助金が金額としては少くなる、たとえば百坪の建築をするものについて五十坪分の補助しかできない、あるいは四十坪分の補助しかできないといふところが相當ございませう。こゝういふことになりまして、それ以外の補助に當らない部分につきましては、それぞれ町村が自分の予算で支出をしなければならぬといふことになりませう關係上、町村の財政が非常に窮乏になつてくるというところから、自治庁等からもなるべく補助金の充足率を高めてもらいたいといふのが要望の一つでございまして、これは、実は三十年度もこの充足率を極力高めてもらいたいといふことで、大体まあ少くとも七〇%ぐらひの充足率を考へておつたのでございませうが、本年度はできればそれ以上、八〇%程度まで引き上げてもらいたいといふような考へを持つております。一面、これは二番目になります。できるだけ教室の補助配分をやめてもらいたい、たとえば、一教室にも當らないようなものについての補助予算を出すといふようなことは、できるだけ本年度以降はやめてもらいたい。それからこれは御承知でございませうが、町村合併あるいは集团的な住宅の建設地のさういふた国の施策に關係のあるような学校建築については、できるだけ優先的

に補助予算をみてもらいたい、こういうような点について従来とやや変えて、重点的に配分をするという方針をとったわけでございます。

○湯山勇君 そいういたしますと、大体従来八千件あったものが半数ぐらいいなくなりますか。

○政府委員(小林行雄君) ただいま御指摘の八千という数字は、おそらくこれは申請の件数であらうと思います。実際に補助をいたします件数は五千ないし六千、五千五、六百の見当ではないかと思っております。今度この新しい配分の方針は、充足率を高めて参りますと、おそらく五千件以下になるのじゃないでしょうか。しかし、これは各府県からの申請の実況を調べてみると正しいとお答え申し上げかねることであります。

○湯山勇君 私もその方針には非常に賛成でございますが、ただ、そこで問題になりますのは、不足坪数の計算、補助対象になる……その局長の言われたように、一教室にも足りないようなのはやめてもらいたい、これもよくわかりますが、しかし、実際は校舎全体が危険校舎である。ただ他の校舎の中に新しいの古いのがありまして、新しいのとの関連においてあの基準に基づいて計算すると二教室、あるいは一教室をそこになるけれども、実際はそれ以上、あるいは六教室、八教室、そういうものがどうしてもこれを建て直すなくちゃならない、こういう事態もたくさんあると思うのですが、そういうものについては特別な御配慮がなされるのでございませうか。

○政府委員(小林行雄君) この不足坪数と申しますか、補助金の資格坪数の

計算につきましては、たとえば、ただいま御指摘のございましたような危険校舎の改築に当たっての坪数の計算につきましては、現在持っている校舎の坪数と、すなわち、保有坪数とそれから危険校舎の改築についての児童一人、あるいは生徒一人の基準坪数を生徒数との相乗積の数字と比較いたしました。いすれか小なるものというのを対象にいたしておりますが、従って、たとえば、六教室ないし八教室について危険校舎の改築をするという場合に、従来の保有坪数の関係から資格坪数としては比較的少くても、実際工事をおやりになる部分が相当大きければ、たとえば、六教室ないし八教室おやりになるという場合には、五教室ないし七教室について補助が出るということとは相当あらうと思っております。

○湯山勇君 それから今の場合でございますね。従来、危険校舎に該当してない校舎の坪数の計算に当たって、どういふふうにとるかというのが非常に問題になると思ひます。たとえば廊下とか、そういうものの見方が、これは学校の建て方によつて非常に違つておりますから問題なので、それらの計算の基礎をどういふふうな重点的におやりになるかと思ひます。たとえば、廊下とか、たとえば、渡り廊下で屋根があつて腰板があれば、これは坪数に入れる、こういう例もあるようですが、その点については何かこの際お考えになることがないでしうか。

○政府委員(小林行雄君) 危険校舎の坪数の取り方でございますが、これは御承知のように、従来、耐力度調査をやり、また校舎の保有坪数につきまし

ては、年々五月一日現在の施設の実態調査をやつております。その実態調査をやります、また耐力度調査をやつた点数換算をやつたときの調査の方法でございますが、たとえば、中学校等で自転車を通つてくる場合の自転車の置き場を、これを校舎の一部に加へたいというふうなことを従来やつておりましたものを、さしかけのような場合には、こゝろは工作物として取り扱つて、校舎に入れないというふうな、いろいろな最近改正をやつております。

ただし、ただいま御指摘のような渡り廊下、校舎内の廊下はもろんでございすけれども、渡り廊下等につきましては、従来、これはやはり校舎の保有坪数の一部として計算しておるわけでございます。特別にその校舎の構造から渡り廊下が非常に多いといふところはその点は気の毒でございますが、現在予算の少い現状から申しますと、そういう点、特に除外して、それに対して配分をするといふことはなかなか困難であらうと思ひます。

○湯山勇君 これは基準を引き下げて、実際の教室なら教室面積とか、そういう使用する面ということにした方が、私、合理的じゃないかと思ひます。それにそれに伴う問題もあるかと思ひますけれども、この際そういうふうにして実際に困つておるところをみていくというふうな改正が必要ではないかと、私は実際の状態を見て思ひますけれども、そういう検討をなされる御用意はないでしうか。

○政府委員(小林行雄君) 従来、ことにこの基準が、応急最低基準でやりました場合には、そういう低い基準のために、非常に改築等に無理があつた

のでございますが、先年の基準改正によりまして、かなりこの基準が上つて参りましたので、もちろん、現在でも十分ではございませんけれども、まあその点多少の余裕が出ておると思つております。で、先ほどお答えの中に申し上げました通り、年々今までの予算配分の実績から多少の改正はしておりますので、ただいま御指摘のございましたような点につきましては、将来一そう検討したいと思つております。

○矢嶋三義君 関連して、政務次官に伺いたいと思ひますが、ただいま湯山委員が、文教施設補助金の配分について伺つておられるわけですが、それに関連して伺いたいのですが、従来中学校の屋内体操場です、例の屋体、これは政務次官が万々御承知の通り、寒冷積雪潤地帯だけに補助があつたわけですね。で、ある段階にはそういうことも認めなくちゃならんと思ひます。が、今のこの新教育をやるに当たつて、講堂兼屋内体操場といふものは、これは雪が降ろうが、雨が降ろうが、寒かろうが、暑かろうが、ぜひ中学校に私は必要なものだと思ひます。しかも屋内体操場を作りますと、それが集会場にもなるし、社会教育の場としても利用価値があるのです。従つて、私は従来、寒冷積雪潤地帯だけにこの屋内体操場を補助しておつたのを、この段階にきては、全国、暖地に対しても拡大するべきだ。ことに鹿児島とか宮崎みたいな、年々台風の来るところは、梅雨の時期などは、露天の運動場なんか全く使えないわけですから、ぜひともこれは必要なものだと思ひますが、本年度屋体補助金として四億二

千三百四十六万円可決されているわけですが、これからの配分に当たつても、私は新しい角度からなるべきだと思ひますが、政務次官の御所見を承わりたい。

○政府委員(竹尾式君) これもお説の通りでございます。私もたびたびこの点につきましては、寒いところ、積雪寒冷地帯のみならず、暖地にもという、もちろん陳情も受けましたし、そういう点を非常に強く要求して参りましたので、まことにその点においては御同感でございますので、そうした御要望に應ずるようには処置をしたいという考えを非常に強く持つておるのでございすが、ただ、ことしのおつしやられました四億数千万円の予算の中で、もちろんワクは取り除きまして、御承知のように暖地にも金を差し上げるといふことにはなりましたけれども、やはり重点は、積雪寒冷地帯の方に置いておるのでございすが、そういう点も、できるだけ暖地にもより多く差し上げられるようになつて操作をしたいという考えはあるのでございすが、それからついでにこれは蛇足かも知れませんが、先ほど湯山先生のお導きの廊下等々です。これもすいぶん不合理なやり方であつたんで、廊下とか渡り廊下、便所などはこれは教室じゃないのですから、そういう点もこれはどうも教室と認めないようになさなければいかんと思つておりますので、そういう点も含めましてできるだけ善処したいと思つております。

○矢嶋三義君 ただいまの政務次官の答弁です。ことしの四億二千万円の配分に当たつては、この前も局長ちよつと触れたのですが、暖地にも補助の配

午後三時四十分散會

昭和三十一年四月十九日印刷

昭和三十一年四月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局